

第五十一回 参議院農林水産委員会會議録第三十四号

昭和四十一年六月二十四日(金曜日)
午後一時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 齊君
理事 園田 清充君
野知 浩之君
武内 五郎君
渡辺 勘吉君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
梶原 茂嘉君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
任田 新治君
仲原 善一君
温水 三郎君
森部 隆輔君
八木 一郎君
和田 鶴一君
川村 清一君
中村 波男君
村田 秀三君
森中 守義君
矢山 有作君
北條 萬八君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官
農林省農林經濟局長

後藤 義隆君
森本 修君

農林省農地局長 大和田啓氣君
農林省園芸局長 小林 誠一君
林野庁長官 田中 重五君
事務局側 宮出 秀雄君
常任委員会専門員

説明員

農林省畜産局参事官 太田 康二君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査(乳価問題に関する件)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○野菜生産出荷安定法案(内閣提出、衆議院送付)

○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、農林水産政策に関する調査を議題とし、乳価問題に関する件について質疑を行ないます。

質疑のある方は、御発言をお願いします。

○矢山有作君 まず最初にお伺いしたいのは、事務当局はよく御承知だと思いますが、最近乳価交渉をめぐってなかなか話し合いがうまくいかぬで、全国的に問題を起しているようですが、その実態というのを一応できるだけ詳細にお知らせをいただきたいと思ひます。

○説明員(太田康二君) 御承知のとおり四月一日に、補給金制度に基づきます保証価格、安定指標価格、基準取引価格、限度数量の告示がされたわけでございますが、一方、この制度の根幹をな

します指定生乳生産者団体でございますが、神奈川、新潟、埼玉、京都、この四県を除きまして、四十二の都道府県におきまして指定が行なわれて、補給金制度が発足いたしましたわけでござい

ます。指定団体は用途別取引価格ということにこの新制度でなっておりますので、この点につきまして、四月十五日ごろから要求乳価水準というものがつきまして、それぞれの生乳の受託販売委員会という

ものにおいて意見の調整をはかってまいりましたわけでございますが、たまたま四月二十二日に、全酪連が主催いたしましたので、新乳価制度の懇談会とい

うものを開いたわけでございまして、そこで要求乳価の水準は、飲用向け乳価につきましては百円以上とする申し合わせを行なったのを契機といた

しまして、全国的に乳価交渉が開始された次第でございまして、そこで、われわれ農林省といたしまし

ても、加工原料乳につきましては、御承知のとおり基準取引価格というものを基準とした価格で取引すべきである。一方、飲用向けの乳価につきま

しては、現在の卸売り価格から平均的な処理加工経費及び平均的な利潤を差し引いた価格、いわゆる市価の逆算方式をもって乳業者の支払可能な乳代にすべきであらうということで、たまたま中央酪農

会議からわれわれのほうに資料の提示の要求もございまして、五月の六日に、いま言ったような考え方に基きまして、われわれのほうの調査をいたしました事例調査の結果を示しまして、こ

れを乳価交渉の資料として各指定団体を指導するよう

に、県知事にいたしましたし、引き続き五月九日に、県知事に対しまして、われわれは基本的

に、乳価交渉にあたって、いま言ったような考え方で指導されたい。中央酪農会議に対しまして、いま申し上げたような資料を提示して、乳価交渉の資料として各指導団体を指導するように通知を

したという旨も、あわせて県知事に通達を

いたしました次第でございます。

そこで、酪農関係、全国の農業団体及び指定生乳生産者団体の全国組織でございます中央酪農会議は、主要な乳業者に對しまして、市乳地域の飲

用向けの建て値につきまして、卸売り価格からの逆算方式をとることが妥当であるという旨の申し

入れをいたしましたわけでございまして。とにかく新しい制度でございまして、この際、市乳価格の形成についてのルールを確立するというところで、中

央酪農会議が先頭に立ちまして、いま申し上げた主要な乳業者との話し合いに入つたわけでござい

ます。乳業者の側といたしましては、中央酪農会議提案の飲用向け乳価決定方式につきまして話し

合いを進めてまいつたわけでございまして、具体的に新たな処理加工経費の価格につきまして意見が分

れたような結果になっておりまして、中央酪農会議の意図いたしましたとおり飲用向け乳価の決定方

式に関する統一的原則の確立という点につきま

しては、いまだ意見の一致を見るに至っていないという状況にあるわけでございまして、目下両者

間におきましての折衝が続けられておるとい

う段階でございます。しかしながら、地域的に見ますと、生産者と乳業者の提示乳価につきまして歩み

寄りを見せているところもあらわれておりまして、今後中央における交渉と並行いたしまして、

各地方におきましても、指定生乳生産者団体と乳業者の間で価格交渉が続けられ、妥結にもつてま

いりたいと、かように考えておるような状況でござい

ます。

それから、畜産局といたしましては、これを側面的に援助するというような趣旨から、私は実は立ち合っていないわけでございますが、大手

の乳業メーカーを呼びまして、局長から今回の制度の趣旨、さらに市乳価格についての価格形成の

ルールをつくるという意味で、指定生乳生産者団

○説明員(太田康二君) 先生のおっしゃいましたとおり、新制度のもとで用途別取引というこの道を開いたわけでございますが、制度発足のことでもございまして、乳業者あるいは生産者ともにこの関係にふなれでございまして、なお両者間に飲用乳価格の算定の基礎につきましても考え方の相違等もございまして、まだ妥結をみていないというところでございまして、中小乳業者の間におきましてはかなり妥結の気運も醸成されつつありまして、大手のメーカーは、先ほど申しましたとおりやや提示価格に両者間に開きもございまして、残したままでもまだ妥結に至っていないというところでございまして、われわれといたしましては、中央酪農会議を通じて大手乳業者との間に乳価の交渉のルール、いわゆる市乳逆算方式による乳価交渉のルールというものをまづつくりまして、土俵をきめた上で各指定生乳生産者団体と乳業者との間の価格決定に持ってまいりたいというふうな考えでおるわけでございまして、何と申しましたもこの制度を円滑に運営いたすためには生産者の指定団体への結集ということが重要でございまして、これを極力推進いたしまして、先ほどお話しに出ましたように末端の段階で乳業者に切りくずされるというふうなことがないようにいたしたいと思っておりますし、こういふことによりまして新制度に即した適正な乳価水準というものが決定されることを期待いたしておるわけでございまして、なお指定生乳生産者団体と乳業者との間で価格の交渉をしるという、いわゆる土俵に乗って価格の交渉をしるという点につきましては、先ほどの経過で御説明申し上げましたように、十分大手の乳業者にも私のほうの局長から話しておりましたし、その点につきましてはもちろん相手方のほうも了承いたしておるような次第でございまして、われわれ今後側面的に中央酪農会議等を援助いたしまして、いま言った市価の逆算方式による市乳価格形成のルールというものをつくってまいりたい。かように考えておる次第でございまして、

○矢山有作君 大臣、あなたのほうから答弁を聞きたい。あなたの責任にあることなんです。あなたから答弁してもらいたい。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほど政府委員からお話を申し上げましたとおりでございまして、私といたしましては乳業者に対して十分誠意をもってこれらの問題の解決にあたっていくべきかように存じておるわけでございまして、

○矢山有作君 誠意をもって解決にあたることには、いままだかつて誠意をもってメーカーを指導し、また生産者団体をあなた指導してきたわけでは、いまださら誠意を持たずに指導してきたとは言えぬはずなんです。ところが、誠意をもって指導してきても、先ほど来言っているように、なおかつメーカーは全然不足払い制度の趣旨というものをみずから踏みにじるような態度に出てきています。私はこのことを問題視しているのです。ですから、誠意だけをもちてやることによって解決がつかない段階じゃないか。ですから、あなたにどうするかと言っているのです。

それからもう一つの問題は、先ほど制度にふなれたとおっしゃった、メーカー側も生産者団体も、確かに生産者団体のほうは制度にふなれたといふことも、生産者団体を結成するのにはいろいろなむずかしい問題があるでしょうから、それはある程度わかります。しかしながら、メーカーのほうは、私は制度にふなれたとは言っても、いたくはないのです。なぜかという、あの不足払い法案を審議しておったときに、森永乳業は、この不足払い制度に反対するための小冊子を堂々と発表したじゃありませんか。それであったならばこの不足払い制度というもののについて、森永に代表される少なくとも大手メーカーはこれを十分に理解しておったということなんです。したがって、ふなれであるからこれがうまく実行に移せぬのだということは言えないのですよ、大臣。あなたどう思いますか。

○説明員(太田康二君) 私のことが足らなかつたかと思いますが、従来の取引が、先生も御承知のとおり、混合乳価取引であったわけでござい

すが、この新しい制度によりまして、加工原料乳と飲用乳に分けまして、それぞれ用途別の取引をするようになったわけでございまして。そういう意味の価格形成のルールというものがつきましては、新しい制度に基づく価格の形成でございまして、そういう意味におきまして、私ふなれであるというふうな申し上げた次第でございまして、

○矢山有作君 大臣、一体どうするのですか。

○国務大臣(坂田英一君) これはやはりいま申しましたように、新しい制度であるだけに、条理を尽くし、誠意をもって交渉にあたらせるように、乳業者を指導してまいりたい、かように考えております。

○矢山有作君 大臣、大手の乳業メーカーというのは、そんなに素直なまやさしいものじゃありませんよ。なぜかという、中小メーカーのほうは、大体、生産者団体の要求に近い線というのをどんどのんでいこうとする傾向が、非常に強いのです。ところが、それに妨害をしておるのが大手の乳業メーカーです。私は伝え聞くところによると、中小メーカーの団体に対して大手メーカーのほうから、決して高い取引をしてはならぬぞという強い申し入れをやっております。こういう事実をあなたが一体どう考えておられるのかということなんです。こういうような大手のメーカーというのは、これは全く横暴きわまるのです。だから、これは大臣が言われるほど、問題は簡単じゃないのですよ。あなた、どうするのですか。これはあなたの責任ですよ。

○国務大臣(坂田英一君) そういうことを申ししてしまつたのでは、これはたいへんな問題でございまして、私には、そうじゃないのであつて、やはり新しい制度であり、相互のためにこれは固めてまいることは、結局において非常に秩序を固めるゆえんであり、有利なことであるという、そういう根本について、先ほど申しましたように、条理を尽くし、誠意をもって交渉にあたらせるということとは、さように極端にそういう考えではなしに、そういうことであればあるほど、私はその点

について誠意を尽くして進めたい、かように考えておるわけでございまして。

○矢山有作君 そういう極端なことを申ししておるのには、私じゃないんで、大手の乳業メーカーが生産者団体の要求に応じようとすれば、これに妨害するのが大手の乳業メーカーであり、さらに生産者団体との乳価交渉を避けて、強硬に拒否して、そして除で単価に対してこそこそと、陰險きわまる乳価交渉をやっておるのが大手乳業メーカーです。したがって、この実態というものを、私は大臣なり、また事務当局にはよく認識してもらいたい。これが、私先ほど言いましたように、不足払い制度に対する大手乳業メーカー自体の挑戦なんです。不足払い制度を大手乳業メーカーがみずから踏みにじろうとしておる。このことは、許される問題ではないのです。したがって、これに対する指導については、大臣、繰り返してあなたに、誠意をもってやるとおっしゃるのだから、その誠意のほどを実績の上で示していただくことを期待しております。

次の質問に移りますが、実は鳥取県で、四月十三日に生産者団体と乳業メーカーとの間の乳価交渉が行なわれました。で、この際に、四月から六月の間の暫定乳価として、市乳向けは一升八十五円五十銭、加工原料乳向けが六十九円四十一銭、学校給食向けが八十円、これで決定をいたしました。ところが、それがその後、どういう理由かわかりませんが、五月の七日に至って、メーカーのほうから突如取り消されてまいりました。そうして、新しく市乳向けの乳に対しては、一升七十六円六十一銭、加工向けに対しては五十九円六十四銭、こういう回答が行なわれております。これが一つの原因でもありますが、いま鳥取の酪連は紛争状態が起きており、幹部の辞任問題が起きて、大騒動になっているのです。一体、メーカーと生産者団体との間で自主的に決定をされた乳価が、どうして急にメーカーから一方的に破棄されるようなことになったのか。その原因は、私は熱

心に指導してこられた農林当局としてはよく御存じだと思つたので、この点を承つておきたいと思つた。

○説明員(太田康二君) 先生、鳥取の場合をお話しなされたわけですが、いま申されたような価格で、当事者間で価格が決定されたというふうには、われわれは聞いておられないというふうな次第でございます。

○矢山有作君 これは私が直接聞いたのですから、間違ひありません。決定されて、それが突如として取り消された。それが一つの大きな原因になって、酪連の中に紛争が起きている、こういうことなんです。だから、その取り消された原因がどうしてかわからんとおっしゃるなら、それでよろしい。しかしながら、決定をみなかつたということは、これは間違ひです。

○説明員(太田康二君) どういう理由で——私のほうは決定があつたというふうには聞いておらなかつた次第でございます。なぜそうなつたかというところにつきましては、その原因をつぶさに承知しております。

○矢山有作君 それは、ここに畜産局長が来ておられれば一番はつきりするのですが、私は五月の十二日のときには、この鳥取の乳価問題についてはあまり深く突っ込まなかつた。ところが、そのときの畜産局長の答弁は、一応乳価の交渉が成り立つた後に取り消されたということを前提にしての答弁をされているわけです。しかも、それが取り消しになった理由というのは、いろいろと乳価の算定について問題があつたから、その算定のやり方について、一応の注意をうながした。その程度なことをやっております。こういう御答弁だったので、ところが、私が、畜産局長が言つたやうな程度のことでは、一たんきまつた鳥取の乳価がくずれたのではないということを知つたから、あらためてこれを問題にしているわけです。

○説明員(太田康二君) いま先生がおっしゃつたやうな事実が、この委員会であつたことは承知いたしておりますが、特に基準取引価格の考え方に

ついて、いろいろ意見があつたということも承知いたしております。

○矢山有作君 私は、ほんとう言うたら、個人の名前もあつたことになり、いろいろお気の毒な面もあるから、本来なら、私はこういうことは言いたくない。しかしながら、役人の問題であるとかないとかの問題じゃないので、これまた、事実そういうことがあつたかどうかということ、私は私の伝え聞いてるところだから、わかりません。なかつたなら、なかつたでいいのです。しかしながら、あることがあつて、それが大きな原因で鳥取の乳価交渉の混乱が起きたと承知しておりますから、あえて好まぬことですが、個人の名前をあげて申し上げますが、鳥取の乳価が決定になつたその後に、四月の二十日過ぎだつたと思つた。全酪連主催の新乳価制度懇談会というのが行なわれたはずなんです。そこに出席した畜産局の白井という乳業班長の方が、いろいろ不足払い制度の問題について発言をしておられる。その発言の内容を読んでみると、明らかにメーカーと生産者団体の自主的な交渉を妨害し、これに水をかけようという発言になつておる。そのことがきっかけになつて、メーカー側は、せつなく妥結した乳価であつたけれどもこれを取り消すと、こういうこととに大臣なつておるのです。あなた御承知ですか、それを。御承知であつたら、これをどう考えられますか。

○説明員(太田康二君) いま、酪農の団体の集まりで、私のほうの白井班長がそういう発言をされたために、いま言つたやうな混乱を招いたというお話でございますが、われわれの基本的な態度といたしましては、加工原料乳の基準取引価格というもののにつきましては、御承知のとおり、この制度の生産者補給交付金の計算の基礎となるものであるというところが一点と、それと同時に、御承知のとおり、この基準取引価格が向こう一カ年間の加工原料乳の現実の取引価格の形成にあつたの基準となるものであるということでございます。で、おそらく白井君も、その席で、そういうた発

言をしたんだらうというふうに考えております。

○矢山有作君 すからね、この間畜産局長がおっしゃつたことと、われわれがその後承知した事実との間に、非常に大きな相違ができてきているわけなんです。畜産局長はどういうことをおっしゃつたかという、私はこれは参考のために読みます。今後の、あなたの方が、メーカーなり生産者団体を指定していく上において重要な問題ですから、局長はこう言つたのです。ただ鳥取の場合には、乳業者というものが農業者団体でございます。加工原料乳という中に、はたしていわゆる法律上の加工原料乳というものと、それから飲用乳向けでもなく、法律上の加工原料乳でもない、その他加工乳というものがあつたわけでございます。が、それについての価格のきめ方はどうなつていのか、実ははつきりしていない点があるわけでございます。で、鳥取の場合、これは特殊な乳業経営の形をとつておられて、乳製品を一度つくります加工も、それをさらに二次加工品としてみずから加工して直売をするという形態をとつておる。それから飲用乳につきましても、いわゆる卸売段階というものがございまして、工場が消費段階まで直接やる。したがつて、この経営形態の点では通常の場合の経営とは違つた一種の営業利益——まあ営業利益というよりは広範な概念でございますが、取り扱い利益といふべきか、そういう部分が相当の幅である、その配分の方法をどうするかというところについては、これはいろいろ考え方があるわけでございます。で、私もとしましてはそういう用途別の価格の建て方をさらに合理的なタイプにする方法はないかどうか。それから利益配分の方法を基準乳価として支払う方法が合理的であるのかどうか。そういう点は今後検討をされる余地があるのではないかと、このことを指摘をいたしましたのでございます。私も、ざつとばらんに申しまして鳥取の場合には交渉をされました総乳価の支払い能力というものは十分あるものと認めます。したがつて、農家の受け取り価格総体が——これは字がちよつと間違ひしているね。何

とか「乳価」と書いてあるね。これは印刷の間違ひでしょう。「乳価」全体よりも下げてしかるべきだといふやうなことは全然申してないわけでございます。で、価格の、それその用途別の価格の決定方法、利益配分の方法についてより合理的な安定的な価格をとることは可能ではなからうかということをお申しておるに過ぎないのでございます。こう言うております。もしこの限りであるならば、この限りであるならば、これは、乳価のいろいろ算定の方法について、いろいろと忠告をしたといふにすぎないでしょう。大した問題はない。ところが、私が承知しておる白井さんが言つたといふことは、こういうことじゃありません。問題は、基準取引価格というものがきめられたんだから、それ以上の取引を絶対してはならぬ、そういうことをやることは制度の根幹をゆるがすのだ、こういう意味のことを言つておる。さらにそれを裏づけするやうな松本課長からの指示も、四月の二十三日に農林省から出ている。こういうことがメーカーを力づけた。メーカーはこれを踏み台にして、せつなく自分たちがもうかつておるのだから、このもうけを生産者に分け与えるのは当然だといふことで、生産者団体とメーカーの間にごく平和的に自主的に話し合いをやつたものがくずれた。このことの責任はこれはあなた農林省が負わなければならぬ。大臣どうですか、これは。

○説明員(太田康二君) 制度発足当初の指導といたしまして、従来の混合乳価を用途別取引に変えていく。その際、用途別取引の考え方といたしまして、加工原料乳につきましては、先ほど申し上げましたやうに、政府が定めた基準取引価格というものを一応の交渉の場合の基準とした価格でやるべきである。それから飲用向け乳価につきましては、先ほど申し上げましたやうに、現在の卸売平均乳価から標準的な平均的な処理加工費あるいは平均利潤分を差し引いた価格をもって乳業者の支払い可能乳代とすべきであるといふやうな指導をいたしたわけでございます。それは当初の乳価

交渉にあたっての基本的な考え方としては、そういった指導をいたしたことは事実でございます。しかし、その後におきまして、いま先生の御指摘のあったような鳥取の場合も出てまいりましたし、乳価交渉の漸次具体化に伴いまして、われわれは、さらに先生が御発言になりました局長の発言というようなこともございますので、そういったことは十分承知はいたしておるわけでございまして、今後におきましては、そのような方法において指導してまいりたい。決して基準取引価格さえ払えばよろしいと言ったことの覚えはないわけでございます。

○矢山有作君 ただね、基準取引価格で取引したらいのだから、それ以上の価格で取引することは、これは不足払い制度の根拠をゆるがすからいかぬということをはっきり言うておるのです。ただそれをこの委員会が指摘されて、局長が、それは行き過ぎだったと、メーカーが現在の乳製品の市乳実勢等から見て、支払い余力があるとするならば、自主的交渉の中でその分を基準乳価の形でとることは問題があるかもしれないが、他に名目を変えて奨励金というふうな形をとることはこれはかまいませんというふうな言い方をなさってきた。したがって、私の言いたいのは、農林省がつくられた法の趣旨というものを十分に理解しないで、ただメーカーの利益になればいいのだという考え方、これは言い過ぎかもしれないが、生産者の立場を考えないような四角四面な指導をやるというところでもないことが起こるのだと。しかも一たん発生した事実は取り消すことができない。これはいまだにその農林省の指導官の言ったことがメーカーにとつては有力な足がかりになっている。それで断じてメーカーはあとへ引かない。だから私の言うのは、あなた方が指導なさる場合には、十分配慮しながらやらぬということとんでもないことが起こりますよと、誤りはなかなか直らぬぞということをおし上げたいのです。今後ひとつそういうことをおし上げるに厳に注意をしていただきたいと思います。そういう注意をす

るという決意があるならば、そのことを含めて次の質問の中に一緒に答えていただきたい。

○矢山有作君 飲用乳の取引価格を自主的にきめるのだということですが、それに対して何かの足がかりがほしいということ、中央酪農会議からいろいろと要請がありまして、そして農林省のほうでは御承知のように、飲用牛乳の製造販売費用等についてという会報を出して、一応の目安を示されました。しかもその目安については畜産局長がこう言っておりますね、「今回実施されます用途別価格の制度というものを実効あらしめる一助として、一つの資料として標準的な製造販売経費というものを示したのでございますが、この数字につきましては、私どもは乳価制度全体として妥当になるようにという考え方で謙虚に数字を出したつもりでございます」と、わざわざ御丁寧にこういう付録まで国会で答弁をされながら、この会報というものを示された。ところが、この会報は一体メーカーによってどういう取り扱いを受けておるのですか。この会報がメーカーによつて尊重されて乳価交渉が進められておるかどうか。私は、進められておらぬ、会報は尊重されておらないと理解しておりますが、どうでしょうか。

○説明員(太田康二君) 私のほう、いま先生の御指摘のように、中央酪農会議に対して、飲用牛乳の製造販売費用等についてということで、これは畜産局で事例的に把握した結果を、それぞれ乳業工場の立地あるいは規模等各種の要因により対象工場ごとに相当な差異が見られるために、標準偏差をもつて上下の幅を示して、そういったことを十分留意の上、実際の乳価交渉にあつてもうたいたいというふうを示したものでございます。大手のメーカー等は、この製造経費が安過ぎるというところで、直ちにこれを了承してはいないというふうな実情でございます。

○矢山有作君 しかも私が問題だと思うのは、ただ単に了承しておらないだけならいいのです。乳価交渉の場で大手乳業メーカーは、あんなもの

はでたらめなんだと言っておりますね。でたらめだと。それで、現在このことについては文書で農林省に文句を言っているというふうですが、口頭ではだいたい文句を言っているというふうです。私は畜産局長がわざわざ謙虚に計算をしたとおっしゃるのですから、常識で考えるならば、メーカーのほうにとつてはありがたいような計算をやられたんだらうと思う。その計算すらメーカーによつてでたらめだといって一切尊重されない、踏みにじられてしまう。これは一体指導官としての權威はどこにあるのですか。しかも、それだけならいいのですが、私は五月十二日のときに、幾らそういうような指導をなさつても、メーカーは聞かないことがありますが、それを無視して聞かれない場合、一体どうするんですかと言つて聞いた。そうしたら、いや誠意をもつて聞かせようにいたします。それから、あれからだいぶ日にちがたちますから、相当誠意をもつて聞かせようになされたそのお返しが、農林省の計算はでたらめだ、こういうことです。そうすると、一体これは今後どうなさるおつもりですか。これは私は飲用乳向けの生乳価格の決定については非常に重大な影響があるから、これに対しては農林省としてのはっきりした答えを聞いておきたい。特にこれは農林大臣、あなたに責任があるのですから、あなたのほうから御答弁を願いたい。

○国務大臣(坂田英一君) 畜産局が乳価形成の参考資料として中央酪農会議に提起いたしました飲用牛乳の製造販売費用は事例調査の結果の数値であり、乳業工場の立地、規模等の要因により対象工場ごとに相当な差異があるため、数値自体上下の幅をもつて示しておる。したがって、これを利用するにあたりまして、これらの事情を具体的に例に依つて十分配慮する必要があります、一がいには言えないけれど、農林省といつたしましては、さきに示しました数字が平均的、一般的製造販売費用として妥当な水準であると考へておるので、今後ともこれを資料といたしまして、生乳生産需要事情その他の経済事情を考慮の上、適正な乳価水準

が形成されますよう関係者を指導してまいる所存でございます。

なお、矢山委員が言われることは、ほんとうにこの問題がよく進捗することに非常な御熱意をもつておられるのでございまして、私も極力これらが早く解決いたしますように、また両者ともこれらを十分に理解していただいて解決が早く進むように一段の努力を払いたい、かように存する次第でございます。

○矢山有作君 いやいや、たいいてい御答弁が努力、一生懸命やりますという話になるのです。問題はメーカーのほう、農林省の案はでたらめだと言っているのです。でたらめだということになれば、これはあなたのほうで誠意をもつて指導をしようと言つても、でたらめだということになれば、相手にしないということなんですから、一体どうしますか。これはでたらめだ取り合つてくれない。何ぼそばに行こうとしてもあつちへ行けといつてそばに寄せつけない。一体これはどうしますか。善処するだけでは片づかない。

○説明員(太田康二君) 実は私のほうで調査をいたしました、先ほど大臣から御答弁のございました数字につきましては、これを中央酪農会議に知らせたわけでございますが、その際、事前にメーカー等に連絡をとらなかつたというふうな意味におきまして、メーカー側が非常にけしからぬというふうなことを言っていることは承知いたしておりますが、実際にそれぞれの工場につきましても事例ではございますが、それぞれの報告に基づきましてやつた数字でございますので、われわれはこの数字が正しいというふうな信じております。そしてこれによつて指導をしてまいりまして、実際に飲用乳の価格が、こういふたものを基礎にして形成されるというふうな持てまいりたい。かように考えております。

○矢山有作君 まあ農林省が計算をされる場合には、私は、局長の正直な答弁のように謙虚な気持ちで計算をされたと思うので、先ほど申しましたが、乳業メーカーにとつては、私は、満足のい

く、むしろうれしい計算をされたんだらうと思う。ところが、それをしもでたらめだというようなわけのわからぬ大手の乳業メーカー相手のことなんで、私は誠意をもって交渉されるということにはわかりませんが、なかなかこれはむずかしいうございいます。そこで、はたしてこれをのますことのできる見込みがあるのかどうか、これは私はぜひとも伺っておきたい。なぜかという、生産者団体は、私どもの地区でもそうですが、牛乳を川に捨てても今度の乳価闘争だけはやると言っているわけですね。ところが、自分が夜の目も寝ないで苦勞して育てた牛からしぼった乳を川に捨ててまで、どうしても今度の乳価だけはもらわなきゃならぬということ、これは悲壯な決意です。ということは、ただ単なる個々の酪農家がそういう決意をしておるといってだけなしに、最近の酪農の実態から見るならば、このままの状態では推移すれば、日本の酪農はこれは崩壊しますよ。たくさん脱粉を輸入して外堀を埋められて、その脱粉が今度は還元乳になって出回って内堀を埋められて、酪農が崩壊する。そのことを恐れるから酪農民は真剣に立ち上がっていると思うのですが、そうすると、酪農民がほんとうに乳牛を捨てない前に、当局としてはこの問題を片づける責任が出てくる。一体その見込みがあるのですか。

○説明員(太田康二君) 先ほど大臣もおっしゃいましたが、条理を尽くし、誠意をもって乳業者を指導いたしまして、乳価形成が行なわれるようにやってみようというところでございまして、われわれもちろん調査に基づいて発表したものでもございまして、もちろんその具体的適用につきましても、工場の規模あるいは立地等の条件によって違うこと、その利用にあたってそういう点々を十分考慮して利用してくれという趣旨はうたつてあるわけでございますが、われわれは、こういった形の乳価算定方式というのによりまして市乳価格が形成されまして、結果として適正な乳価水準が農民に確保されるということに特段の努力を今後払ってまいりたい、かように考えて

おります。

○矢山有作君 特段の努力に私は大きな期待を持って、ひとつ見守らしていただきたいと思ひます。しかしながら、先ほども言いましたように、中小メーカーのほうはよほどすなわすなわ、これは生産者の要求はのむし、のもうとする姿勢があるし、また政府が示された指導的な数値についてもこれを尊重しようとする前向きな姿勢がある。ところが、それを妨害しておるのは大メーカーです。しかも、私はこの農林省が示されたものはストリートにのんでいいものだと思ふんです。現実ののんでおるところもあるんです。これを、たとえば茨城の場合ですが、全酪連の東京工場はですね、東京工場渡しの値段をキログラム当たり四十七円三十三銭でこれは言うてきてるわけですね。それから大分の場合、九州乳業はキログラム当たり四十八円六十六銭でよろしいと言つてるわけですね。これらの工場がめるの、合理化が進み、しかも今度の三ヶ月の決算で二三%から三六%という大幅な利益をあげた大乳業メーカーが、なぜこの農民のささやかな希望をのむことができないのかということなんです。これはど不況だと言われる中で、大乳業メーカーはもうけたいほうだいうけしているじゃないですか。それをなぜ酪農民の要求が聞けないのか。農林省が謙虚な気持ちで出した数字をそのままストリートに賛成できないのか。ここが私は問題だ。ここに日本の大資本の、露骨な、もうけさえすればいいという残虐非道な態度が出てくる。このことを私はあなたの方がよく認識して、徹底的に大乳業メーカーとの間に立って、強力な行政介入をやつていただきたい。そうしなければ、これは解決しません。大臣、その決意ありますか、あなた。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほど私が申し述べた方途により、また数式によりまして、これらを徹底いたさしめるように努力を払ってまいりたいということを決意いたしておるのでございします。

○矢山有作君 しかもね、大臣、もう一つあなた

に申し上げておきたいのは、いま東京の市乳地域でメーカーとの間に乳価交渉が行なわれております。これはまあ決裂のようなことになりましたが、ね。この中で、交渉の対象になっておる生産者側の要求としておる乳価というのはですね、すこぶるこれは控えめなものなんです。農林省が示した製造加工経費というものをもとにして普通牛乳向けの乳の値段を算出し、加工乳向けの乳の値段を算出し、それをそれぞれの比率で加重平均をして出しておる、その要求すら乳業メーカーはのむとしないんですよ。しかも、この計算の中には、あの乳飲料という、わけのわからぬものでもうけちゃつておる乳業メーカーのこの利潤の還元というものは、全然入ってないんですよ。この中には、これも考えていくならば、まだ乳価はあがってくるはずなんです。一升当たりの乳価というものはまだあがってくるはずなんです。大かた四円から五円くらいあがるんと思うんですが、それがそれくらいあがってくる。しかも、さらにもう一つ問題は、現在の乳製品市況から言うならば、安定指標価格よりも乳製品市況のほうがぐんと高い。脱粉の放出をやつても、その落札価格が乳製品市況を上回るくらい高い。そういう中で基準取引価格で加工原料乳向けの取引をメーカーがやるとするならば、現在の乳製品市況から逆算した場合、まだメーカーはもうけが出る。かつて畜産局長は、最近の乳製品の市況からいって、出たもうけはこれは奨励金というよりな形で出してもいいだろう、あるいは飲用向けの乳の上に乗せてもいいだろうというような意味のことを言つたことがある。だから私は、この乳製品市況から余分の利益というものを、当然市乳向けの生乳の価格を決定する場合に加えていいものだと思ふ。大臣、その点どうですか。

○説明員(太田康二君) 局長も先般お答えになつたかと思ひますが、われわれは安定指標価格から逆算いたしまして、基準取引価格というものを出しておるわけでございますが、現在の指定乳製品につきましても水増しというものが、ある程度安定指標価格を上回つていくというふうな事態でございします。プラス・アルファというふうな形によつてこれを乳価にプラスするということは、当然農民の要求としてしかるべき要求であるというふうに考えております。

○矢山有作君 そうすると、そういうようなものを加えていって、農林省が示した市乳の標準的な製造加工経費というものを元にして計算をしていくと、一升当たり大体九十七円から八円でメーカーは買つても十分もうかるという計算になるのです。したがって、東京市乳園の生産者団体がメーカーに対して要求しては、一升当たり八十八円七十銭というのは、これは決して無理なものじゃないのです。かえつて安過ぎるのです。これも、この安過ぎる乳価要求までメーカーはけつておる。これはよくひとつお考えいただきたい、ぜひともメーカーに要求しておるものだけは完全に実現される。これは畜産局としても、大臣としても、あなた責任があります。生産費の計算のときはあなたの態度から言つても、このくらいのことにはあなたしなきゃ。やりますか、やりますか、それは。

○国務大臣(坂田英一君) その数字の問題は、これはまあ地方によつて違ひし、私もいまここでこれをどうということでは申し上げませんが、先ほど申しました数式によつて、また資料によつて決定してまいることについては、でき得る限り早期にこれらの問題を解決してまいりたい、こう存じておるわけでございます。

○矢山有作君 そこで、私はまとめてひとつ最後に、一、二、申し上げたいのは、いまのような強力な大乳業メーカーを相手に生産者団体が乳価交渉をやるといふのは、これは容易なことじゃない、全く。大乳業メーカーのほうには農林省もまるでくわえて振つておるわけですよ。これは国会までくわえて振つておる。まるで国会も、農林省も、大手乳業メーカーにまるでくわえて振られっぱなしというのはいまの姿なんです。これを何とかして

打破しなきゃならない。その打破する方法は一体何か。やはり私は生産者に、横暴な、非常な強い力を持った乳業メーカーと対抗できるような力を持たせる以外にないと思うのです。これは、ないと思う。したがって、その点について農林省が一体今後どういう処置をとられるか。これはもう差し迫った問題なんです。乳価交渉だけに目を奪われていない問題じゃない。もちろん乳価交渉、これは徹底的にあなたの方で行政介入をやってもらって、生産者の要求を通してもらうと同時に、こういうことでおとく、いまの乳業メーカーの力、いまの生産者の弱体、これをほら、それを防ぐためには早急に指定団体を強化しなきゃならない。その強化の方向というものをどういうふうに考えておいでになるか。これはここで答弁したらそれで済むのじゃない問題じゃありません。答弁していただいたら必ず実行していただかなければならぬので、大臣、それをひとつあなたのお考えをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまいろいろお話を申し上げた線に向かって私も極力これらの問題を早期に解決する努力をいたしたいと思うのでありまして、したがって、指定生乳生産者団体に對しまして力を十分与えていくことについても、なおよく検討を加えて進みたいと思います。私もこしばらくの間、非常に残念でございますが、その点について十分まだ見ていなかったわけでございます。いまお聞きいたしました、早くこれはやはり解決すべきものであるということ、これを特にお聞き、いろいろの点を考えておるわけでございます。十分これらの問題を考えてまいりたい、かように存じます。

○矢山有作君 大臣、それは気のつきようが少しお過ぎますよ。去年、不足払い法案を審議したときに、この問題はさんざんやった問題なんです。あなた、そんなのんびりしておるから、火がついてきてからあわてるようなことになるのです。案外あわてないかもしれないけれども……。

そこで、これは、あなたがわからぬということになれば、私は、渦中に入って四苦八苦しておるだろうと想像する当局、事務局側には、この案の考え方というものが多少まとまっているのだらうと思う。どういう方向で指定生乳生産者団体というものを強化して、乳業メーカーと対抗しても適正な乳価が形成できるような方向に持っていこうとされるのか。ひとつ具体的な考え方を聞かしてください。

○説明員(太田康二君) まず、一般的な問題といたしまして、われわれといたしましては、指定生乳生産者団体の全国組織でございます中央酪農会議とも密接な連携をとりまして、指定生乳生産者団体の指導、監督、あるいは経営の診断、さらには助言、援助等を積極的、かつ計画的に行なうてまいりたい。特に非常に弱い、そう言つては語弊がございしますが、弱い指定生乳生産者団体もございまして、これらにつきましては個別的に重点指導を行なうというのを考えておりまして、こういった線を通じまして、その育成強化をはかっています。また、第一点でございます。

それから将来の問題といたしまして、われわれはやはり指定生乳生産者団体はまさに酪農民の生産団体にございまして、われわれが今後酪農振興のために進めてまいらなければならない各種施策に對しまして、これを積極的に関与せしめる。たとえば、具体的に申しますと、今後進めてまいらなければならぬ自給飼料の飼料作目の増産対策、これらの推進にあたって指導関与せしめる。あるいは政府で操作をいたしております飼料等の配分につきまして、これも十分指定生乳生産者団体の意見を聞く場を設けるというようにすることにつきまして、検討を深めまして、指定生乳生産者団体の育成というものを財政援助の面から援助するほか、いま申し上げたような手だてを用いまして育成強化をはかっています。

○矢山有作君 それだけでは指定生乳生産者団体はさっぱり強くなりませんよ。生産者が力を持つ

ことはできません。これはやっぱり私は生産者が力を持ち、生産者団体が力を持つためには、メーカーが横暴であるならば、それに対抗する実効ある手段というものを生産者団体に持たせなければいかぬですよ。その手段は何かということなんです。

○説明員(太田康二君) 御承知のとおり、現在の市乳のシェアは中小が四〇%、大手が約六〇%ということに相なっております。それで、今回の乳価交渉を通じて、われわれが痛切に感じますことは、やはりわが国の市乳の問題に關しましては中小メーカーというものの地位を高く評価せざるを得ないということでございます。そこで、われわれといたしましては、一体飲用乳処理の工場の企業というものは、一体規模はどのくらいが適切であるかという問題につきまして、検討を深めなければならぬということが一つ、現在、大分の九州乳業につきまして、政府が畜産振興事業団から出資いたしました、調製工場をつくったわけでございしますが、今後政府や農林団体が経営の実態を把握できる工場の育成ということに配慮してまいらなければならぬというふうに考えております。

○矢山有作君 いまおっしゃった点は私は非常に大事だと思ふのです。畜産振興事業団が乳製品を輸入して差益を積み立てて、それを不足払い財源に回すなどということはとてもないことなんです。不足払い財源は将来一般財源から出すべきなんです。そこで乳製品の輸入から生じた差益は、これは全国の生乳生産者団体を強化するために、さらに酪農生産基盤を強化するための経費に充てるべきなんです。その場合の一つの方法は、いまあなたが申し上げたような、かつまた三十六年に畜安法案ができたときに、衆参両院で附帯決議をつけたように、生産者団体に工場を持たせるこれは絶対にやらなければならぬ。さらにそれをやるためには、生産者団体みずから集送乳設備を完備させる。これは絶対にやらなければ生産者団体というものは乳業メーカーに對してけんかがで

きない。これはあなた絶対にそういう方向で将来進めますか。今日ほど乳価問題で紛争しておるときに、はつきり方針として農林省で立てていただきた。将来それは財政措置のいろいろの問題はあるでしょう。問題はあつたが、少なくとも酪農というものを選択的拡大の一番の作目としてかかて進めてきた、しかも飲用乳は国内で絶対に自給するのだ、さらに乳全体についての自給率を高めようというこの前提に立って農林省がものを考えるならば、このことだけは絶対にやらなければならぬ仕事です。やれる、やれぬは、これはいろいろ問題があるでしょう。今後いろいろ折衝しなければならぬ面があるでしょう。しかし、事務当局がそういう決意を持たないことにはものごとくは実現しないのです。あなた、そういう決意を持って将来やりますか。

○説明員(太田康二君) 先ほども申し上げましたように、中小乳業の育成という問題を含めまして、いま先生のおっしゃった方向に向かって今後検討を深めまして、その具体化をはかっています。

○矢山有作君 大臣、あなたが一番の偉い人だから、中小乳業の育成ももちろんですが、生産者に力を持たせるために集送乳設備を生産者団体に完備させる。生産者団体に牛乳の処理工場を持たせる、さらにそのためには将来事業団の差益の使途についてもこれは考えなければならぬ。不足払い財源に乳製品の輸入差益を充てるのはけしからぬと私は言っております。あなたはそういう方向で進めていただきたい。それには今後障害があるでしょう。いろいろ交渉しなければならぬ面もあるでしょうが、農林省がそういう腹をきめぬ限りはそのことはできません。そこであなたがその腹をきめたということを言ってください。

○国務大臣(坂田英一君) 私も常々それを考えておる一人でありまして、いまここで直ちにこの問題が……この早急にいまの時点についてお話を申し上げておいたのでありまして、それはいま矢山委員の言われたとおり、何としてもこれは生

産者が加工までやるということが根本的に必要なことであるという事は言うまでもございませう。これは日本の場合には非常におくれておる。その点は常々私もかように存じておるものであります。生乳の問題のごときはその方向にこれは進み得るものでもありません、そういう方向にこれはぜひとも進んでまいらなければならぬことはいまでもないと思存します。全くその点は同感でございます。かような気持でおるわけでございまして、ただ、ただいまの問題を申し上げておりましたので、これらの点についての早急な解決を誠意をもつて進めたいということをいま申し上げておったのでございまして。根本的には先生と全く同感でございます。

○矢山有作君 これではんとうの最後にしますすが、大臣が力強く約束なさったので、この約束が再びはこないように、生産者団体を強化するためのあらゆる施策、特に集送乳施設を持たせること、工場を持たせること、これは強力にすすめてください。

それから、もう一つだけ伺いたいのは、この乳価紛争でなかなか私は農林省もひどい目にあわれたと思うのです。そこで幾ら飲用向けの乳価について指導されても、なかなかこれは思うようにいかない、こういう苦い経験をなめられている。しかもそういう苦い経験の中であなた方は最善を尽くして生産者の期待にこたえようということをはっきりおっしゃった。このことも私はそういう方向で進めていただきますようお願いをしますが、そういうような状態の中で、将来考えなければならぬ一つの問題は、飲用向けの乳についても何らかの強力な措置をとらなければならぬということ。法的な措置をも含めてとらなければならぬ必要がもう生じてきておるのじゃないか、このことを考えますので、すぐには、いままぐにはできませんが、将来の方向として飲用向けの乳についても強力な措置を検討されたい、このことは特に強く要望したいのですが、その点はどうですか。

○説明員(太田康二君) 実は毎度申し上げておるわけでございまして、飲用牛乳の卸売り価格というものは地域の需給に応じて異なりますし、飲用牛乳の製造販売経費というものにつきましまして、先ほど申し上げましたように処理施設の規模あるいは内容等によつて異なるわけでございまして、全国画一的な基準というものはなかなかきめがたいということでございます。

それから第二点といたしまして、指定生乳生産者団体というものを設立いたしまして、生産者の共販体制というものを確立いたしたわけでございまして。したがって、乳業者との交渉能力というものは従来に比しますと相当強化されたというふうに考えるわけでございまして、なおかつこの指定生乳生産者団体を通じて一元集荷、多元販売、用途別取引ということもいたしておるわけでございまして、用途別取引の実行の結果、飲用向け生乳価格につきましては、加工原料乳につきまして政府の財政援助もございまして、価格の形成の基礎が、自主的交渉によつて価格の形成の基礎がつくられるというふうな考えでまいりましたわけでございまして、制度発足当初のことでもございまして、ただいま先生の御指摘のとおり、いろいろ苦心もあるわけでございまして、今後の実行の結果を見まして将来の問題として検討したい、かように考えております。

○委員長(山崎亨君) 次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、農林大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて政府委員から補足説明及び資料説明を聴取することといたします。坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。現行農業災害補償制度中家畜共済制度につきましては零細飼養が一般的であったという畜産事情のもとに有畜農家の維持を目的として昭和三十年死亡廃用共済と疾病傷害共済を一元化して以来、

有畜農家の経営の安定と畜産の発展に相当の寄与をしてまいったことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近におきましては、酪農を中心とする飼養の進行等畜産経営の地域的階層的な分化が生じてまいりましたので、引き受け、給付及び国庫負担の方式等、制度の基本的な仕組みが多頭飼養農家の経営の実態にそぐわず、ために飼養家畜中の一部のみを加入せしめるものが増加し、これに伴い病傷の事故率の趨勢の上昇を招き、農家負担を増大せしめる等好ましくない現象を生じ、各方面からその改正が強く要望されてまいりました。政府といたしまして、この間、各種加入奨励金の交付等の対策を講ずるとともに鋭意検討を続けてまいりました結果、生産性の高い畜産経営の育成に資すること及び共済事業の安定的運営をはかることを旨とし、家畜共済制度に改正を加えることとし、この法律案を提案いたした次第であります。

次に法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず第一は、引き受け方式の改善であります。現行制度は、畜産経営の規模が零細であること前提として一頭ごとに共済の引き受けを行なうこととしたしておりますが、これを多頭飼養の実態に対応して、家畜の種類ごとに農家単位で引き受ける包括引き受け方式を設け、原則としてこの方式によることといたしました。他方、後に御説明いたしますように包括加入をした者に對しましては事故の選択または掛け金国庫負担の拡充の方途を講ずることといたしました。多頭飼養農家の保険需要に合わせた制度の利用が可能となり、家畜共済制度が生産性の高い畜産経営の育成の方向に則したものであることが期待される次第であります。

第二に、共済事故の選択制の創設であります。現行制度は、死亡廃用及び疾病傷害についてすべての事故を共済事故とし選択を認めないこととなっており、客観的にみて死傷病傷のすべ

ての事故につき給付を必要としないと思われれる者は、それぞれ自己の経営の必要性に見合った給付を選択できることとし、これに伴う掛け金の割引により農家負担の軽減をはかりました。

第三に、掛け金国庫負担方式の改善であります。

現行制度におきましては、掛け金中死亡廃用に對する部分の二分の一につき国庫負担を行なっておりますが、今回の改正におきましては、包括加入をした者につきまして、疾病傷害に對する部分をも国庫負担の対象とするにとり、その割合は農家負担の軽減をはかることを旨として定めることといたしました。特に、乳牛については、農家の負担力等を勘案して、頭数規模に応じて逓増せしめることといたしました。肉用牛につきましては、乳牛と比較して多頭化がおくれているという現状にかんがみ、当分の間一律に国庫負担を手厚くするという措置を講ずることといたしました。

第四は、異常事故に対する政府の再保険責任の強化であります。

現在国と農業共済組合連合会は、歩合の方式により責任分担をいたしておりますが、これを、特定の異常事故に基づく損害は、通常事故に基づく損害の場合における国と農業共済団体等との責任歩合にかかわらず、全額国の再保険に付することと改め、農業共済団体等の事業の安定的運営がはかられるよう措置いたしました。

第五に、損害防止事業の強化であります。

現在家畜の損害防止事業は、農業共済団体等がその診療所を中心に自主的に進んでおりましたが、そのうち特定の疾病に関するものにつきましては、国庫より交付金を交付する道を開くこととて、その強化をはかり、もつて、畜産経営の安定と事業収支の改善に資することとした次第であります。

最後に、病傷給付方式の合理化であります。現行制度におきましては、家畜ごと及び事故ご

とに給付制限を行なっておりましたが、これを、農家ごとまたは家畜ごとの年間給付限度に変更することとし、重点的な病傷につき手厚い給付が受けられるよう措置いたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山崎亨君) 森本農林経済局長。

○政府委員(森本修君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

第一に、引き受け方式の改善について申し上げます。

現行家畜共済制度は、立法当時一戸一頭飼養が支配的であったという事情により、家畜一頭ごとに加入の諸否を決定するいわゆる一頭引き受け方式がとられておりました。しかしながら、その後乳牛を中心として多頭飼養化が進むに伴い、主として農家の掛金負担の關係から多頭飼養者は、飼養家畜のうち一部のみを加入させる傾向が強く、事故率ひいては掛金率にも影響を及ぼすという好ましくない現象をみるに至っております。

かかる現状にかんがみ、改正法案におきましては、種雄牛、種雌馬以外の家畜については、家畜の種類ごとに一農業者の飼養するすべての家畜が一体として共済に付されることとなる包括共済關係いわゆる農家単位引き受け方式を創設し、原則的にこの方式によることといたしました。他方、農家単位に加入する者に対しては、事故の選択制の新設及び国庫負担の拡充の方途を講ずることとしたしておりますので、現行制度より容易に全頭加入が可能となるのみならず、逆選択の防止による将来の事故率ひいては掛金率の低下が期待される次第であります。

なお、包括共済關係においてその農業者の飼養する家畜に異動が生じた場合には、新たに飼養せられることとなった家畜も当然に共済に付せられることとなる旨を規定いたしますとともに、死産

事故の発生した際のてん補率に影響を生じないようその者が共済金額の増額を申し出ることもできることとしたわけでありました。

第二に、共済事故の選択制の新設について申し上げます。

現行制度は、死産事故及び病傷事故について事故の選択を認めないいわゆる死産病傷一元化共済となっております。これは、疾病傷害共済の普及と徹底とこれによる家畜診療の普遍化を旨として昭和三十年以来実施せられたものであります。

しかしながら、一方、この間特に近年におきましては、わが国の畜産事情の急激な変化は、地層的にも階層的にも著しく、一部には飼養管理技術の向上、飼料条件等外部の条件の変化に基づく経営方式の地域的分化等により死産病傷事故のすべてについて給付を必要としない者がみられるに至っております。これらの者は、自己の必要としない共済事故に対応する部分の掛け金まで納めなければならぬため、必然的に掛金を割高と感ぜ、制度から遠ざかる結果となり、多頭飼養農家の未加入ないし一部加入の要因となっております。

かかる現状にかんがみ、改正法案におきましては、客観的にみて死産病傷すべての事故につき給付を必要としないと認められる者は、それぞれ自己の必要に見合った給付を選択できるように措置いたしました。選択し得る事故の種類につきましては、農家の需要に応じ、病傷事故の全部を除くもの、繁殖障害關係の廃用及び病傷事故を除くもの、あるいは病傷事故の全部及び繁殖障害關係の廃用事故を除くもの三種のうち定款等で定めたものとする予定であります。また、事故の選択がさきに述べました趣旨に沿って行なわれるよう、事故選択は、飼養管理技術水準の高い者及び主として自給飼料以外の飼料により乳牛を飼養する、いわゆる都市近郊の搾乳専業型の経営を営む者に限り認めることとし、それぞれの要件については政令で規定することといたしました。

第三に、掛金国庫負担方式の改善について申し上げます。

現行制度におきましては、掛金中死亡廃用に對應する部分の二分の一だけが国庫負担の対象とされ、病傷に對應する部分は国庫負担の対象外とされておりましたので、掛金全体としてみれば国庫負担は二割強となっております。これは農家の零細飼養が支配的であった時代においては、農家に對して死産事故が全損として重要な意味を持っていたこと、病傷については事故率が著しく不安定であったこと等の理由に基づくものであります。

が、多頭飼養者にとつては死産が全損であり病傷が分損であるという考え方は経営の実態にそぐわないと考えられますので、包括加入方式の創設、病傷給付方式の合理化等の制度的措置を講じ病傷危険率の安定をはかることと、病傷部分、死産部分を通過して国庫負担の対象とすることとしたしました。

国庫負担の割合につきましては、現行国庫負担割合を勘案して三分の一を下限とし、特に牛については多頭飼養化の進行と多頭飼養者の一部加入という実態に對処して、その加入を促進するといふ見地から飼養頭数区分に應じ五分の二、二分の一と国庫負担を増進せしめることといたしました。この頭数区分は、畜産事情の急速な変化に弾力的に對処させるため政令に譲ることとしたし、農家の負担力と加入の実績等を勘案して定める所存であります。現在のところ、乳牛につきまして三頭から五頭まで五分の二、六頭から二十九頭まで二分の一とするを予定しております。

なお、主として自給飼料以外の飼料により乳牛を飼養する者につきましては、その経営の実態等からみて国庫負担割合を一律十分の三としたしました。また、飼養管理技術水準の高いという理由によつて事故選択の適格が与えられた者につきましては、その者がみずからの判断によつて必要のないと認めた事故を除外することによつて相当大幅な掛け金負担の軽減が期待されることでもあり、国庫負担割合は十分の三とすることといたしました。

また、肉用牛につきましては、基本的には右に述べましたような原則を適用することとしたしますが、現在その多頭化が進行していないこと及び肉用牛飼養の低収益性にかんがみ、肉用牛の多頭化につき乳牛と同様な実態が成熟するまで当分の間、事故の選択を行なう者を除き、一律に五分の二の国庫負担を行なうことといたしました。

第四に、異常事故に對する政府の再保険責任の強化について申し上げます。

現行制度におきましては、政府と連合会とは農作物共済及び蚕繭共済の場合と異なり歩合により責任を分担しております。これは、家畜の損害が農作物、蚕繭のそれと異なり年次変動が少なく、歩合の性格の差違に基づくものと考えられます。しかしながら、伝染病、風水害等により特定地域に集中的に発生いたします災害につきましては、歩合保険の仕組みによりますと連合会等に負担力を越えた不足が発生し、しかも往々これが固定化する結果となります。よつて、伝染病、風水害等の異常事故による損害につきましては全額政府の再保険に付することとし事業の安定的運営が確保できるよう措置するため、保険料及び再保険料、保険金及び再保険金の額等につき所要の改正を加えることといたしました。

第五に、家畜共済の損害防止事業の強化について申し上げます。

わが国の畜産経営は、その多頭化の過程において一般に事故多発の傾向がみられるのみならず、農作物、蚕繭と比較して各経営間の技術水準の格差が著しく、ために適期診療がおくれ事故が拡大する場合が多いかに見受けられます。一方、農業共済団体等はその組合員等に対し自己の費用負担において損害防止事業を指示することができるよう現行法に規定されておりますが、主として経営収支のいかによつてその実施状況に格差を生じているのが現状であります。

かかる現状にかんがみ、繁殖障害等農家の立場からも事業収支の立場からも重要と認められる特

この結果、重点的な病傷につき手厚い給付が受けられることとなりますが、特に多頭飼養者については限度が農家の飼養する家畜全体を通じて利

共済の共済目的と共済事故が書いてあります。共済事故は簡単に言いますと、保険にかけることのできる家畜の種類でございます。

ますが、これも一頭当たりで見てください。乳用牛の三十八、九年度は三行目にございまして、一頭当たり四千四百円というのが一年当た

して、先ほど御説明いたしましたようなことで、加
入頭数がきわめて少ない、ヤギが三百頭、綿羊が
千二百頭というようなことでございます。それか

ら事故の状況は飛ばしまして、(3)の生産共済のほうをごらんいただきますと、乳用牛がそれぞれ三十四頭、肉用牛が二百三十頭、馬が七百四十頭というふうなことで、これもきわめて、利用の状況は頭数が少ないということでございます。

それから九ページへまいりまして、家畜共済の収支の状況を書いてございます、連合会の収支でありまして、左のほうは黒字の額と連合会の数、右のほうは赤字の額と連合会の数というふうに分類をいたしております。傾向をいたしましては、黒字を生じております金額あるいは連合会の数は、最近五年間の間に漸減しておる。それから逆に、不足金の額と不足金を生じておる連合会の数がふえてきておるといふのがこの表にあらわれている傾向かと思ひます。

それから一〇ページへまいりますと、家畜診療所の状況を一覽表にしております。上のほうは家畜診療所の数でありまして、いろいろの経営主体によりまして営まれておりますけれども、総計としては、全国で約千四百ほど、家畜診療所がございます。そこで働いております獣医師の数は、約二千人ということでございます。最近の傾向としては、診療所の数及び獣医師の数、いずれも漸減傾向であるのが右のほうにあらわれております。

それから、下は家畜診療所の収支の状況でございますが、全国一千万千円ばかり調べました表でありまして、一診療所当たり、ここにありますが、取支の状況、それから支出の状況でありまして、赤字を示しておるといふのがこの表であります。

それから一一ページ以降は、共済事故の種類別の、どういう事故が多いかということを書いてあらわしておりますが、死亡廃用事故で、乳用牛においては、泌尿生殖器病が一番多い。次いで消化器病という状況であります。馬は、消化器病が一番多くて、あと外傷不慮といったのが次いであります。それから役肉用牛は、消化器病が一番多く、次いで外傷不慮、馬と同様の傾向でございます。これが死産事故の傾向であります。

それから一二ページは、病傷事故であります。

て、これも大体、死産事故と同じようなことでありますが、乳用牛においては、泌尿生殖器病、それから消化器病。それから馬及び役肉用牛は、消化器病が第一で、それぞれ表にのつておるような順位で、病傷事故が発生しておるといふ状況でございます。

簡単にございますが……。

○委員長(山崎君) 次に、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案、野菜生産出荷安定法案を一括議題とし、質疑を行なうことといたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森中守義君 野菜と果実と一緒にした質問だということでございますが、主として私は野菜についてお尋ねしておきたいと思ひます。すでに大臣の提案理由の説明並びに担当局長の補足説明なり、あるいはきわめて懇切丁寧なる資料の提出で、あまり質問をする内容はございません。実は質問をやれというので、無理をして質問をまとめております。非常に大事なこともあるやに思ひますので、ひとつさらに懇切丁寧にお答えをいただきたいと思ひます。

まず最初に御尋ねしておきたいのですが、これによつて、大府政令都市もしくはこれに準ずる都市の消費者にとりましては、なるほど法案のねらいからいけば、おおむね満足すべき結果が得られるであろうというのを期待はいたしますが、そこで、私はまず最初に逆なことをお尋ねしておきたいと思ひます。つまりわが国における年間の野菜の総生産量は幾らであるか。それに對して、四十二年度中に完了せんとする、おおむね五百の指定産地の中で、どの程度のものが供給されるのか。要するに全体の生産量と指定地域における生産量、その区分けを最初に教えておいてください。

○政府委員(小林誠一君) お答えいたします。

野菜の年間の生産量でございますが、これは四十年におきます主要二十二品目につきまして申しますと、千二百八十一万四千トンでございます。

四十二年度中に五百指定いたしました場合に、どの程度のカバー率になるかということでございますが、四十二年度中に約五百の指定産地を指定いたします場合に、その出荷先の四大消費地域というものの、どのくらいのものが出荷されるかということになりまして、大体千二百萬トンの中で三百萬トン、約四分の一が四大消費地域に出荷されるわけでございます。四十一年度におきまして対象といたします六品目の野菜でございますが、そのウエートは、その中で約五割四分、お手元の資料にございますように、大体五割四分の野菜がその対象になるわけでございまして、それぞれの品目につきましては、おおむね七割以上指定産地から供給できるようにということを考えている次第でありまして、したがって、大体五百ぐらい指定いたしましたれば、七割五分ぐらいのところまで四大消費地域についてはカバーできるといふふうに考えている次第でございます。

○森中守義君 大臣にちょっとお尋ねしておきますが、この提案理由の説明並びに補足説明等によりますと、ほとんど満足すべきものだといふようにも思ひますけれども、はたして実行に移された場合に、お説のとおり法律効果があらがるものでしょうか。これは、これをいろいろお尋ねせんとする内容等によつて、必ずしも大臣あるいは当局の御説明のとおり、満足すべき成果を期待することはできないような気もするのです。要するに、ないよりもましだといふ、こういう意見もありましよう。そういう意味では理解されないわけでもないのですけれども、しかし国会で法案を審議する際に、不十分である、あるいはないよりもましだといふ、そういう程度ではなかなかおもしろくもありませんし、要するに、法律の効果としてのどの程度の御自信をお持ちであるか。まず、その辺を大臣から聞かしておいてもらいたい。

○國務大臣(坂田英一君) お答え申し上げます。もちろん、これは法律だけではなしに、實際御存じのとおり、産地をつくつてまいらなければならぬと、その産地における、いわゆる出荷の

関係あるいは生産関係の点も十分充実してまいらなければならぬ。つまり法律と、この産地の育成というものと、それから出荷関係の体制というもの、それを十分進めてまいることによつて、結局これらの目的を十分達成し得るものでございまして、したがって、今度は法律はもう重要なことでございまして、それと同時に、御存じのとおり、予算においても従来の行き方よりはるかに多い予算を獲得いたしました。これらに産地の育成等について十分の力を注いでまいる。これによつて効果を相当発揮し得るものである、かように存じておるわけでございます。

○森中守義君 すでに報告をされておりますように、三十八年からほぼこれと同様なものをおやりになつてまいすね。で、その実績というものは、あるいはまた約三、四年の間にやってみていろいろ欠陥もあつたらうと思ふ。そういう意味でおそらくこの法案の中にも三十八年からの実績を基礎においてよかつた点、悪かつた点、つまり成果、功罪の上に立つてこの法案ができていこうと思ふのですが、どういふ点がよかつたか、どういふ点が悪かつたか、少し実績を中心に説明をしてくれませんか。

○政府委員(小林誠一君) 指定産地制度でございますが、これは三十八年度から発足いたしました。四十一年末までに百九十八の産地の指定を終わつたわけでございます。従来この指定産地につきましては、先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、これに對します生産、出荷の計画と、あるいはそれに基づく助成というものはほとんどなかつたわけでございまして、わずかに一産地当たり約三十萬円の補助額でございますが、それによりまして病虫害の防除施設でございますとか、あるいは自動かん水施設といふものの補助、建設的な補助と申しますか、そのような補助しなかつたわけでございます。そういう意味におきまして、もちろん指定産地の中におきまして、それぞれ四大消費地域に出荷するといふ場合に、指定産地の出荷の協議会といふのを農林省が場を設けてまして、

そこでいろいろ情報の交換なり、あるいはお互いの間の意思の統一をはかる。そういう意味で効果はあったと思いますが、それを計数的に出すのはむずかしいのでございます。

また、この指定産地の問題と離れまして、カンランと玉ネギにつきまして試験的に価格補てん制度を実施しておたわけでございます。二年にわたりましたカンランあるいは玉ネギの値段の暴落というところでその資金が枯渇いたしました。それをまた積み直して現在おるわけですが、今回はさらにその価格補てん制度を指定産地制度と結びつけまして、国の負担率も従来の三分の一から二分の一に上げる。

〔委員長退席、理事野知浩之君着席〕

それから、また対象品目も、新たに京浜地方の白菜を加える等の内容を改善いたしまして、新たな制度として指定産地の一環といたしましてこれを充実していくことによりまして、体系的にこの野菜対策を推し進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。私たちとしましては、過去のいろいろの経験というものを生かしまして、本格的にこの野菜問題に取り組みたいというふうに考えておる次第でございます。

○森中守義君 なるほど金が相当のものを言うことではございませうが、ひょっとするとこれは勘定違いかもしれません、四十年を例にとりますと、この種関係に用いられた予算は総額約一億一千万余りですね、四十一年度の場合に約六億三千万余り。それと、いま局長の言われる三十八年以降は百九十三である。今回はこれは五百余りになる。そこで、指定せんとする地域の数と金高、これを三十八年以降とこれからの分を一応勘定してみると、先ほどは指定約三十万、こういうことでした、あまりこれは金高からみると増額にならぬのじゃないですか。それが一つの問題と、私は金によつてものがすべて片づくとも思わないのですが、やり方としてはよかつたのか、悪かつたのか、その辺も成果、功罪として聞かしてほしい。金が多かつたからよかつた、少なかつた

からうまくなかつた、それもありましようけれども、それ以外に、方法としていいの、か悪いのか、それを実績として聞かしてもらいたい、こういうことです。

○政府委員(小林誠一君) お説のとおり、四十一年の予算は一億余りございまして、四十一年度は六億三千万円でございます。その間に基盤整備の関係、これを農地局で計上しておりますものを入れますと約八億でございます。これの内訳といたしまして、生産出荷近代化計画に基づきます事業でございますが、これは四十一年度におきましては七十五産地を対象にいたしたいというふうに考えておるわけでございます。その初年度分として三、四、三、の三分を計上いたしておるわけでございます。したがって、そういう意味で将来は、明年度はそれに基づきまして四分を計上しますとともに、新たに明年度事業を実施いたします分に最初の三が加わるわけでございます。そういう意味で、当初の出発でございますので、その金額は少ないということが言えると思ひますが、将来非常に多くなるといふふうに考えておるわけでございます。私たちが試算いたしましたところでは、大体一指定産地当たり補助額で千三百万円くらいの事業が行なわれるものというふうに考えておるわけでございます。

それからやり方ということについてでございますが、私は方法としましては、やはり従来やっております方法を決して間違っていないかつた、むしろその内容を充実していく、またそれを総合的に実施していくということが必要だといふふうに考えておるわけでございます。そういう意味で従来のやり方が間違っていたといふふうには考えてないわけでございます。

○森中守義君 そうしますと、いままでは一産地三十万であつたが、これから千三百万になる、こういうふうに理解をしていいということですね。
○政府委員(小林誠一君) さようでございます。
○森中守義君 それからこまかな内容もよくわかり

りませぬけれども、一回千三百万の投資をやっておけば、そのあとは全然ないということですか、それとも必要に応じて各年次ごとに助成措置を講ずるといふことですか。その辺どうですか。

○政府委員(小林誠一君) この千三百万補助額と申しますのは、都道府県知事が指定産地に基づきまして生産出荷の近代化計画に基づきます事業で、大体千三百万円くらいの補助額になるだろうといふふうに推算しておるわけでありまして、これを実施いたしますのは、何ぶん五百産地についての計画でございますので、相当の期間を要するわけでございます。したがって、まあ五年ないし六年かかることにならうかと思ひます。その後またそのときの状況によりまして指定産地についてさらに積極的な補助をする必要があるかどうかという点につきましては、その時点におきましてもう一回これは検討しなければならぬ事項であらうかと考えておる次第でございます。

○森中守義君 そうすると、いまの局長の答えからいけば、大体その考えとしては推算一千三百万を投資しておけば、あとは、その時点に立つて必要があれば考える。まあこれを長期にわたつて、千三百万の投資のほかに、あと二百萬ずつ入れていくとか、あるいは三百萬ずつ入れていくとか、金の高は別として、そういうことまでは考えていない、こういうふうになるのですか。

○政府委員(小林誠一君) いまのところ、まだ考えていないわけでございます。
○森中守義君 まあ本来ならば、ここで、それならば一千三百万の積算の根拠は何なんだと、こういう、相当深く入ったお尋ねをしたいところなんです、要するに、当局の言われるように、一千三百万程度の投資をすればはば法律効果を期待できるような内容のものであると、こういうことなんです。それが一つ、いま一つは、まあおそれる財政当局と折衝に入り、詰めて、こういうふうになつたと思う。当初概計に出した数字は幾らですか。まあこれは、次年度にも非常に大きな関係がありますからなかなか言いづらい点

もあるかも知れぬけれども、一応概計の要求そのことも聞かしておいてください。
○政府委員(小林誠一君) 当初予算要求いたしましたときの数字でございますが、全体を含めました約十億程度でございます。それで、予算的に歩どりましたのが八億程度でございます。

○森中守義君 ちょっとその、八億と言われるけれども、私がいたたいっている資料からいけば、農地局計上の分を加えて八億だと。純粋な金は六億三千万余りですね。で、この農地局の勘定すれば約一億七千万程度のものはこれは何か共同で使うような金じゃありませんか。この分として見ていいのですか。

○政府委員(小林誠一君) 農地局の一億七千万の金は農地局に計上してあるものでございまして、この計画に基づきまして優先的に支出してもらおうという話し合いになっておるのでございまして、お説のとおり、農芸局計上分は六億三千万円でございます。

○森中守義君 じゃあ、その予算の所掌はどこでもかまわぬけれども、総額八億というふうに理解していいのです、いまの答弁からいけば。
○政府委員(小林誠一君) さようでございます。
○森中守義君 わかりました。
それから先に進ましてね、まあ一番この法案の味どころだといわれている価格の補てんの問題ですが、これも最初の質問と同じように、指定産地以外のものはどうなります。こういう恩典に全然浴しませぬ。そういうところのことはどう考えていますか。
○政府委員(小林誠一君) この価格補てん制度は、指定産地以外のところは対象になりませんが、そういう意味では、この制度の対象にならないわけでございます。
○森中守義君 それはそれとおりなんだ。そのとおりで困ると、こう言っているわけなんです。よ。あとのところも少々何とか考えてくれなければ困る。というところは、一体価格というものは、これはあとの議論にもなりますけれども、指定産

地のものは一定の価格がきちんと整理をされている。それ以外のところにこの価格は準用されるのです。それ以外ですか。また準用するとなればいかなる方法によって準用の方式をとらうとするのか。

○政府委員(小林誠一君) 価格補てんの問題でございますが、これはその他の地域には及ばないわけでございます。価格を準用するというお尋ね、ちょっと私意味を取り違えているかも知れませんが、この指定産地につきまして価格補てんをいたします意味は、生産、出荷を安定させる、四大消費地域に對します生産、出荷を安定させる、という目的の一環をなすものでございまして、その価格といふものは、四大消費地の価格が他の地域の価格を指導するというような立場にございまして、したがって、そういう意味で四大消費地域の価格を安定させることによりまして、その他の地域の価格もおのずから安定するということ、そういう意味の波及効果があるのかというふうに考へておる次第でございます。

○森中守義君 いまの答弁ではよくわからない。まあそういうことは大體常識的に考へられるけれども、もっと具体的に系統的に組織的に行政的にどういふ措置をとるか、こういう点。そうしませんとね、なるほど指定産地の場合にはいろいろ問題はあつても、一定の価格できちんと整理がつきます。しかし、そうでないところは、もう大體指定産地の価格が六品目についてこれだからこれに見合うような価格になるだろうというところでは、適正な私は行政指導にならぬと思う。だからそこに系統的に組織的に行政的に何かの方法をとつてくれなければ、先ほどのお答えのように、野菜の全生産量の四つの消費地域に供給されるものとそれ以外のものと比率を考へていけば、その余のものも相当これはきまかく考へていかないと、なかなか當農家の皆さん満足しませんね。そういう意味でこの法案に關連する問題として、組織的に系統的に行政的にどうするか、こう聞いているのです。いまその考へがないならいけないです。

○政府委員(小林誠一君) この指定産地の野菜の価格、それから指定産地以外の野菜の価格ということでございますが、これは指定産地と指定産地以外の価格の關連は當然あるわけでございます。それで指定産地を指定いたします場合、この要件といたしましては、四大消費地域に出荷する数量がその総出荷数量の半分以上なければならぬという要件をつけておるわけでございます。したがって、その指定産地からも中央市場に流れるというところは當然でございます。したがって、この価格といふものはやはりどう申しますか、その生産が安定しておれば中央市場に出荷される数量も安定し、したがって、中央市場の価格も安定するということが考へられるわけでございます。まあ指定産地以外の野菜でございますが、これにつきましても當然その全国の流通量が一定でございます。中央市場においてもこれが同じと申しますか、若干違ひますけれども、その価格といふものはやはり安定するといふふうに考へておるわけでございます。したがって、生産者サイドから見ましても、大消費地域でございます四大消費地域の価格が安定するということは、生産者の面から見ましても、やはり四大消費地域以外の生産者の価格といふものを安定するといふ効果があるというふうに考へておる次第でございます。

〔理事野知浩之君退席、委員長着席〕

○森中守義君 それは後日のことにいたしました。そこで、いままで各都道府県で著しく価格が低落した場合、補てん金をつけたら、あるいは長期定期の融資あつてをせしめたり、こういうことをやつたところがだいたいあるようですが、実情把握でき得ますか。

○政府委員(小林誠一君) 都道府県で単独で価格補てんの制度を実施しているのが三十数件ございまして、主としてこれはその県の特産的なものを取り上げている場合が多いわけでございます。その内容といたしましては、価格補てんの制度

のものと、もう一つ輸送保險的な考へ方と、それからまた融資をそれによりましてやるといふ考へ方、いろいろございまして、総じて申しますと、その対象はその県の特産的な生果物、これは野菜も果物も含めまして、それについてそのような制度をとつておるようによい調査の結果はなつております。

○森中守義君 いままでのそういう各都道府県の特産的な措置といふものはこの法律が施行されるというところになれば解消するものでございまして、したがって、この法律に基づきます制度を拡充いたしまして、それに対して県でやっております県単位の仕事を取り上げていくことも考へたいと思つておりますが、それにしても、やはり県で独自にやります分野はその三品目以外のものについては残るものといふふうに考へておるような次第でございます。

○森中守義君 今回この補てん制度といふものは、民法によれば一時的な保險制度だ、こういう筋合いにも解釈できると私は思つております。ところが、生産の向上であり確保である、しかも需要がどんどん伸びておる。これに対する供給体制が完全でないといふところにこの法案のねらいがあるとするならば、私は一時的、便法的な保險制度的なものではなくして、やはり重要農産物の扱いに見られるような完全なる価格支持政策、あるいは価格保証政策、制度、こういったものが実はこの法案の内容に採用されてよかつたのではないかと、こう思ふのです。それで、最初にずいぶんはめたえましてけれども、こういう意味でははたはだ不満です。これはいまにわかに、じゃあひとつやり直そう、修正しようといふのも時間的に間に合いません。間に合いませんので、そこまでは

言いませんが、ねらいがその辺にあるとするならば、どうなんです、これはできるだけ早い機会にそのような重要農産物と同じように価格の支持政策といふものに変える必要がありはしませんか。

○政府委員(小林誠一君) この法案で考へております資金協会の仕事でございますが、これは保險制度と申しますか、あるいは積み立て制度と申しますか、そういうことでございまして、五年に一回ぐらゐ、五年に一回程度非常に暴落の時期があるわけでございます。そのときにおいて、それによりまして農家の打撃を軽減するという考へ方によりましておるわけでございます。お手元の資料にもございまして、これは三十九年が三十四円、四十年が四十三円、三十五年と比較いたしますと約二倍になつておるわけでございます。そういう意味で、もちろんその二倍になりました根子になりまして、そのために非常に労働集約的な作物であり、またそのために非常に費用がかさんで価格が上がるという問題があるわけでございますけれども、いまのところ野菜の価格につきましても、非常に趨勢としてそれが下がつておつて、その価格を支持しなければならぬというふうな状況にはなつていないのではないだろうか。むしろ、年々の豊凶によりまして価格が非常に変動する、その非常な下落の場合の価格の補てんという制度を織り込めば、現在のところはそれで足りるのではないだろうかといふふうに考へてこの制度を仕組んだ次第でございます。

○森中守義君 あえてそういうことを言いますのは、こういうことも——これは仮定の話といふことになるかも知れぬけれども、一応想定しておいていいと思う。といいますのは、国が五割、都道府県が二割五分、生産者が二割五分、こういう出資で補てん金制度をとると、こういうわけなんです。ね。そこで、幸いにして法律効果が非常に上等なものになつて、全く補てんの必要がなくなつた。その際に、いうところの無事戻しというふうなことで、また逆の場合もありましよう。五割、二割五

分、二割五分の出資でどうしてもまかなえない、こういう場合は一応予定しておく必要があると思う。この二つの極端から極端の場合、どういうような考えを持っておりますか。

○政府委員(小林誠一君) この資金の積み立てでございますが、これは過去の五、六年の間に起こりました、暴落しました場合の価格補てんというのを頭に置きまして資金を積んでおるわけでございまして、そういう意味では十分その点で對抗ができるのではないかとおもうに考えておるわけでございまして。先ほども申し上げましたが、しかし、まだこの問題につきましては、保険制度的にこれを仕組みというのには非常にむずかしい問題でございまして、そういう意味で、むしろ積み立て的な考え方、現在処理しておるわけでございします。したがって、五年たちましてそれがさらに残った、その資金が残ったという場合にございましては、それはさらに将来にわたってその価格補てん制度を続けていく場合、その資金に充てるというふうなことで制度をしたいというふうなことを考えておられて、保険的に掛け捨てということに考えていないのでございます。

○森中守義君 やっぱりその辺が少し甘いと思うんですよ。というのは、ないよりもあったほうがましだという答えがその返事だ。私はいまの局長の答弁では満足しません。というのは、先ほど申し上げた余った場合、足りなくなった場合、これは何といたしてもこの野菜法案が日本の経済全体を左右するわけじゃない、全体の経済の中で、どういう価格の変動が生じていくのか、すこぶる重要な問題だと思っている。だとするならば、いま、にわかにも改正はできないでしょうけれども、一応ものの考え方、あるいは新法制定の際に足りなくなった場合には、特別に援助措置を講じるという約束も、やっぱりこれは私はしておいてもらいたいと思うわけです。

というのは、いま普通でさえも都道府県は赤字で苦しんでおりますよ。あるいは耕作農民は耕作農民で、なかなか補てん金が足りないからさらに

出してくれと言つても、そう簡単にいくものじゃありません。そういうふうに考えてくれば、相当暴落の時期が頻発をする、しかもその程度も高い、こういうことが予想される現状において、少なくとも消費者物価の基調は安定しておりません。今度政府が経済審議会に一応の答申を得ようというかまえるようではございすけれども、私は経済の基調にわかに安定するとは思えない。こういう不安定な幾つも幾つもの要素が積み重なっておるわけですから、やはりこの法案を制定するにあたって、これ以上生産者に負担をかける、あるいは都道府県に負担をかける、補てん金に不足を生じた場合には特別に援助措置を講じる、このことは当然約束されておいてもいいんじゃないだろうか、こう私は思うのです。したがって、この法案の審議の一つの大きな項目として、どういふふうにお考えになっておるか、これは局長の答弁もつけようですが、先々の問題です。それから、大臣の答弁聞かぬでもわかっておるが、善処する、努力するということであらうけれども、一応速記録に残しておいてください。

○政府委員(小林誠一君) 不幸にいたしまして、この資金が全部枯渇しました場合に、またその時点に立ちましてこれを積み直すということ、そのときにこれを積み直す、国がやはり二分の一というところでこれを積み直す、常に暴落時に備えていくという考え方、善処いたしたいというふうなことをおぼえておるわけでございます。

○森中守義君 それはまあそのとおりだろうけれども、それでまかなえない場合が予想される、それは仮定の話だからそういうところまでは考えておりませんと言えはそれまでだけれども、しかし、そのことを裏づける今日の経済の基調、物価の基調というものはきわめて不安定な要素が多過ぎるから当然考えておく必要がある、そう思うのですよ。少なくとも、私はこの法案の内容の一つの大きな問題だと思ふ。だからたいへんくどいようだけれども、その際には都道府県にも迷惑かけません、生産者にもこれ以上の負担をかける、

国が責任を持つ、そのくらいのことば言い切つておいてもいいんじゃないですか。これはちょっと局長では答弁が重荷だらうから、大臣、善処する、努力すると言つておきなさい。

○国務大臣(坂田英一君) この点は一審大切な問題でありますから、私といたしましてはこれですぐ欠くようなことはさせないつもりでおります。その意味において積極的に努力をいたします。

○森中守義君 事欠くようなことがなければいいから、やはり慎重に考えたほうがいいんじゃないかと、こう思うのですが、しかし、大臣がそういうことは起こり得ないという保証があれば何をか言ふことありません。しかし、あまり大臣も長くないようだから、あとの大臣が困りますよ、そんなこと言っている。それはあまりはっきりした答えないようですが、私はやはりそういうことは将来の問題として、当局は十分配慮されておく必要があるというのを特に申し上げておきたいと思ふのです。

次に、例の補てん金の原資の問題に關係することですが、今日、バナナ、あるいはタマネギの差益金がだいぶありますね。したがって、こういうものをこの辺の原資に振り向けるような考えは持つておられますか。

○政府委員(小林誠一君) タマネギでございますが、タマネギの輸入は、これは大体台湾からのが多いのでございます。二十キロ当たり一ドル四十セントくらいでございます。そういたしますと、市場に出せば、場合によっては損をするというふうな価格でございます。したがって、一般にタマネギの場合には、これはほとんどその差益というものが無いのが実情でございます。

それからバナナでございますが、これは大体年間二百億程度の輸入があるわけでございまして、それで七割の関税収入ということになりますと、百四十億程度の関税収入があるわけでございしますが、関税収入は特別の目的でこれを徴収しておるわけ

でございまして、その税の性格上、これを直ちに補てん金に回すということには、なかなかこれはむずかしい問題だらうというふうなことを考えておる次第でございます。

○森中守義君 私は、こういうものを幾ら資金が潤沢であつてもあり余ることはないと思うのですよ。それは、先ほど大臣は事もなげにそういうことは起こり得ない、こういうことをおっしゃってはおるけれども、実際補てんの限度、というものは相当慎重に考えなければならぬと思う。へたすると、この秋から、あるいは来年の春くらいにかけ、私が憂慮するような事態が起こり得ないという保証はない。これは、そういう際に、どれだけ暴落しても補てんをする、そういうことですが、補てんの限度、あるいはそういう時期が、補てんの必要が多発するような場合に、一体どうなるかというふうなことを考える、なるほど新法ですから、ここにオールマイティというわけにはいかぬでしょうけれども、やはり財源確保の一つとして、ただいま局長答弁のように、タマネギが差益金がない、バナナではある、こういうことであれば、これはひとつ、これを前向きな状態でこの原資に振り向けるような話等はやつてもいいんじゃないですか。

○政府委員(小林誠一君) バナナの関税を、特にこの資金の原資として充てるということにつきましては、これは私たちのほうで実は検討したこともないのでございすけれども、目的税的にこれに当てるということにつきましては、例もございせんし、そういう意味で非常にむずかしいのではないかとおもうに考えておるのでございまして、むしろこの資金の原資につきましては、一般会計から必要に応じてこれをつぎ込むということのほうがいいものだと考えております。で、私たちは過去の経験にかんがみまして、それに必要な原資というものを計算いたしましたので、それを積み立てておるわけでございすけれども、将来、非常に暴落した年が一年、二年というふうな続くと

いうことでございますれば、そのときにつきましましては、またその事態に対処する考え方で問題を整理し、また必要な措置を講じていきたいというふうに考えておるような次第でございます。

○森中守義君 なかなかいい答弁です。そうしますと、さっき私が心配したそういう不測の事態に備えて、特別に援助措置をとる、こういうことで、いまの局長のお答えは。

○政府委員(小林誠一君) まだ、いまのところそういう事態になっておりませんので、いま申し上げるわけにまいりませんけれども、そういうことで、非常に、どう申しますか、不測な事態が数年続くとするような場合には、当然その点について検討を加え、必要な措置をとらなければならぬというふうに考えておるのでございます。

○森中守義君 あまり深追いしませんが、いまのことは速記録に載っているから、そういう不測の事態の際には、農林当局は何ぶんの措置をとるということだから、まあそれは非常にけっこうなこととす。その時期にはその時期でいろいろお話をいたしましょう。

それから、この法案を法制局と詰める過程の中で、独禁法の除外例にすると、こういう話がありましたね。それがまただんだん後退をしてきて、結局勧告ということに状況が変わったようです。こういう後退をした線ではたして出荷調整あるいは計画出荷という保証ができますか。

○政府委員(小林誠一君) お説のように、当初原案をつくり出す場での過程におきましては、独禁法の適用除外ということも検討いたしましたわけでございますけれども、結論といたしましては、農民の組織でございます農業協同組合系統の関係、あるいは中小企業等の協同組合の関係、この関係につきまして、縦の線ではこれは独禁法の適用除外になっておるわけでございます。そういうことから、農家の自主的な組織というものにこの出荷につきまして大きな役割りを果たしていただくという観点、その活動に期待し、その活動がなかなか行なわれない場合、あるいはそういう活動が行なわ

れても事態を克服できないというような場合に、農林大臣あるいは都道府県知事が出荷の安定につきまして勧告をするというところを行ないまして、それによりまして出荷の安定を期していくほうがよいのではないかということになりましたので、そういうふうな原案にいたしましたわけでございます。

○森中守義君 指定産地から出荷をして、それで消費者の手に渡るまでの、一口に言うところ流通形態、これはどういうふうな考えですか。在来のもや方と同じであるのか、あるいは今回この法案によって新たな流通機構を考えているのですか。

○政府委員(小林誠一君) この法律案のねらっておりましては、生産から卸売り市場までの段階を規定しておるものでございまして、それによりまして、卸売り市場価格というものを安定させるということでございます。したがって、出荷の段階におきましては、選別をございまして、あるいは包装をございまして、あるいは輸送というふうなことを共同化したことによりまして、その経費をなるべく削減をするということになります。卸売り市場段階までの中間経費というものをなるべく削減するということを考えておる次第でございます。卸売り市場から消費者の段階まではこの法律の規定の範囲外でございます。で、野菜の特性といたしまして、卸売り市場価格が不安定であるということが一番大きな、生鮮食料品の中でも野菜の特性ではないかというふうに考えられるわけでございます。したがって、その野菜の特性をございまして卸売り市場価格の不安定ということをやくするというのが生産者のためにもなり、消費者のためにもなるという考え方に立っておるのでございまして、卸売り市場段階以降の問題につきましては、一定の生鮮食料品の流通機構あるいは流通の経費という問題は、これは当然処理しなければならぬ問題でございますが、本法の対象にはしていないわけでございます。

○森中守義君 大体、野菜の品種は百種類あるように聞いておりますが、正確にどのくらいあるのです。同時に、目下この法案では六品目を指定されるということのようですが、漸次追加の方向に進もうという御意思でしょうか。

○政府委員(小林誠一君) 中央卸売り市場で取り扱っております野菜の品目でございます。これは百二十品目以上にわたってございまして、もともとその品目が非常にウエートの少ないものもございまして、この六品目について東京卸売り市場の例をとりますと、大体五割五分くらい程度の割合になります。また、重量から申しまして、またその六品目に続きますものとしたしまして、ニンジンあるいは長ネギというふうなものがその次に大きなウエートを占めるものでございまして、これよりまして、野菜全体の中に占める地位を高めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○森中守義君 この法案によりまして、先ほどちょっとお話があったようですが、おおよね五年後には指定市場の全量の七割ないし八割を確保する、確保したい、こういうお話のようですが、間違いないというこの保証がありますか。また、そのためには、私はさらに規模が拡大をされたい助成措置が当然伴っていかねばできぬ、こういうふうに思うのですけれども、その辺の見通しといたしまして、あるいは具体的な将来の方策といたしまして、そういうものを少し聞かしておいてください。

○政府委員(小林誠一君) 先ほど七割と申し上げましたのは、各品目ごとに、たとえばキャベツでございますればキャベツの中央卸売り市場に対する入荷量のおおむね七割をカバーするということが、各品目ごとでございます。したがって、いまの六品目のカバー率から申しますと、五割五分の七割でございますから約四割程度になるのではないかと考えます。で、将来の問題といたしましては、その範囲を拡げていくということによりまして、これを野菜全体に、全体とまではいき

ませんが、そのカバー率を高めていきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○森中守義君 それから、この前もちょっとこの委員会でお話したことがあると思うのですが、三十五年の国勢調査と四十年の国勢調査を比べれば、新産都市ないしは新工業都市、この法案で言われている政令都市もしくはこれに準ずる都市等は異常な膨張という状態になりますね。そこでどのくらい人口が膨張しても巧みに各産地をこれに直結をして供給体制を確保するというふうな仕組みになりますか。

○政府委員(小林誠一君) この四大消費地域を対象といたしますのは、非常にその消費量が多いということ以外に、県外から出荷する、入荷と申しますか、県外からの入荷が非常に大きなウエートを占めておるわけでございます。その他の都市につきましては、大体まあその自県産の野菜がほとんど大部分を占めておるわけでございます。そういう場合には、県内の農業政策なりあるいはその消費者に対する政策ということで、野菜問題も解決できる面が多いのではないかと、野菜問題と申しておるわけでありまして、将来の問題といたしまして、消費の動向が非常に増大する。しかも県外からの入荷も非常に多いというふうな事態になりますれば、これは当然四大消費地域以外にもその範囲を拡大していかなければならぬのではないかと、あるいは考えておるわけでございますが、いまのところ四大消費地だけを取り上げれば、この問題の大きな部分は解決するというふうに考えておるような次第でございます。

○森中守義君 それから労賃の問題ですが、大体保証基準価格と市場価格の関係はどの程度の比率に見るべきですか。それと、それに伴って大体野菜生産者の一日の労賃はどのくらいに見ておりますか。

○政府委員(小林誠一君) この資金協会と申しますか、価格補てん制度で考えておりますのは、異常な暴落に対処するという考え方に立っておりまして、現在の補てん制度では、過去五年の異常年

を除きました、年平均の約三分の二を下回りました場合に、その交付金を交付するというふうなためをとおして、将来その問題を検討されなければならぬと思ひますけれども、現在のところは従来の制度を踏襲していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから野菜の生産費の問題でございますが、これはお手元の資料にもございますけれども、これはサンプルの数が非常に少ないわけでございまして、そういう意味で、その生産費を正確にあらわしているというところはなかなか言いがたい面があるかと思ひます。幸いにしまして、農家経済調査、これは非常に戸数も多いわけでございまして、それで計算いたしますと、三十八年でございしますが、それが一日八時間労働ということで、農家の所得が約六百円になっております。三十九年は、まだその部門別の計算ができておりませんので、むしろ野菜生産農家、他の水稲でございすとか、あるいは麦というものをあわせまして一日あたりの労働報酬は出ております。それによりますと、一日十時間という計算になっておりますが、約千円をこしておるわけでございまして、そういうことで、米の農家の労働報酬に比べては低いのでございすけれども、その他のものに比べましてはそう低くないのではないかと考えておるわけでございす。四十一年の数字はわかりませんが、四十年は先ほど申し上げましたように、これは卸売り市場価格が相当上がつておるのでございまして、そういう意味から労働報酬も三十九年に比較いたしまして、相当ふえるのではないかとおもうふに考えておる次第でございす。

引つ張り出して、これこれだからということではどう考えても納得できない。ただ残念なことに、いま野菜農家の家族労働賃金というものは出されてないようです。ここでそれを求めるのは無理でしようけれども、これはひとつ国会に間に合うかどうかわかりませんが、一回試算をしてみて下さい。できるならば標準賃金になるような、そういうかなり正確なものを私は望みたいと思ふのです。これはひとつ資料ということで、一ぺん検討してもらいたいと思ふんですが、できま

すか。

○政府委員(小林誠一君) 三十九年の数字は将来は部門別に数字が出るわけでございす。これは統計調査部の方でやっておりますが、残念なことには、いまのところ三十八年の分しか出ておりませんので、それが出ましたときには先生にお届けいたしたいと思ふに考えています。

○森中守義君 それから消費地の指定の問題ですが、先ほどから申し上げておりますように、政令都市等が中心になっておるようです。しかるに農林省の方針では、大体十五万以上の都市については中央市場をつくらうという行政指導を相当長期間やってこられましたね。であるとするならば、当然指定消費地域というものは、もともとと拡大していいのじゃないか、十五万都市まで下げるといふことは、にわかには困難でしようけれども、四地域に限定をしないで、もっと拡大をしていかなければ、いろいろと困難な場面が出るのじゃないか、こういうふうに私は思ひます。たとえば指定地域以外の都市において、しかもその近郊が指定地域になっておる場合、周囲でとれた、生産された野菜というものは、ほかのほうに持っていかれる。もうそれ自身が指定消費地域以外のところでは相当大きな価格の変動を来したり、あるいは需給体制がくずれる、こういうことが予想される。で、そうならば当然消費地域というものは、もともとと拡大をしていくべきじゃないか、こう思ふ。それにはやっぱり金だということになりましようが、いま一応将来の構想として描いてい

るその程度でけつこうですから、お答えいただきたいと思ふ。

○政府委員(小林誠一君) 先ほど申し上げましたように、この四大消費地域以外の地域におきましては、自県産の野菜が相当多いわけでございす。したがって、そういう意味では集団産地的なものが少ないわけでございす。で、それを政策の対象として取り上げますことは技術的にもなかなかむずかしい問題でございす。ただ、先ほどお話がございましたように指定消費地でございすますが、この指定消費地からは単に四大消費地域だけに出荷されるのはございせんので、四大消費地域に出荷されます数量がその半分以上ということを条件にしておるのでございすので、その他の分につきましては当然地元市場にも出回るわけでございす。そういう意味では、やはり指定消費地というものは単に四大消費地域だけのものにはならないので、やはり地方都市につきましては当然その生産及び出荷が安定すれば地方都市の野菜の価格の安定にもなるということになるわけでございす。

○森中守義君 すいぶん無理をして質問の要綱をつくつてきましたので、まだあと二、三日やらしてもらわなくちゃいかぬのですが、だいたい委員長の方で急いでおられるようですから、あと一問でひとつ終わりたいと思ふ。

この前、本会議でもちよつとお尋ねいたしましたように、コールドチェーンの問題ですが、これは科学技術庁を呼んでおりませんから、直ちにそれ自身が農林省の所管でもございせんけれども、いつごろから実行に移す予定ですか。それと、それによつてたらされる効果、それと、それ自身がアメリカ流に一応仕組まれる内容でしようから、直ちに日本にすばり適用するということもなかなかむずかしいのじゃないかと、こう思ふのですけれども、その辺のお考えを聞かしておいてもらいましよう。

○政府委員(小林誠一君) コールドチェーンの問題でございすますが、これが約一億九千にがしと

いうことで、科学技術庁がその実験調査をやるための委託費が組まれておるわけでございすますが、その中でやはり大きなウェイトを占めますのは、一つは、コールドチェーンの事例実験ということ、野菜、果実を低温輸送する、また貯蔵するといふ実験でございす。また、もう一つは、生産地の冷蔵倉庫におきます品質管理、それからまた冷蔵倉庫の有効利用に關します実験でございす。それとともう一つは、海上輸送をいたします場合の長距離輸送の場合の実験でございす。野菜につきましてはそういうようなものでございす。もう一つは、低温のスポット調査ということ、これは果実につきましては、カキでございすとか、場合によりましてナシというもののC A貯蔵に關します調査等を考へておるわけでございす。

お説のように、日本の状況におきましては、生産者も非常に小生産者が多いわけでございまして、アメリカのようにすぐこれにコールドチェーンというものの実用化が行なわれて、それによりまして野菜問題がすべてコールドチェーンで片づくといふことは、遠い将来のことであらうかと思ひます。やはりそういう近代的な貯蔵方法につきましては、いまからその調査をし、その将来の方向を見定めていくということは必要だといふふうに考へておるわけでございまして、私たちもこの問題につきましては、科学技術庁と協力いたしまして、その方向を解明いたしたいというふうに考へておるやうな次第でございす。

○宮崎正義君 いま、森中委員のほうから、野菜を主として質問があたりになったようで、私は果樹のほうを主体としてお伺ひしてみたいと思ひますが、その前に、いまし野菜の六品目について、国民の声は、ジャガイモそれからニンジン等を対象としてもらいたいという声がありますので、特

にこの点を強調しておきたいと思ひます。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案の大臣の御説明の中で、「新たに果実の需要の長期的動向に即応した果樹の植栽及び果実の生産の計画的かつ安定的な拡大と果実の生産、流通及び加工の合理化をはかるための措置を積極的に推進すること」と言われております。そして、果樹農業振興基本方針を策定して、そして都道府県の果樹農業振興計画に関する規定を設けて、このたびこれを実施しようとしておられますが、両者の有機的な関連にどうも明確を欠いておるやうに私は思ふわけでありまゝ。まず、この点についてお伺ひします。

また、消費者のためと生産者の意図が果と国とにどう反映して円滑化してあらわれていくようになるのか。この点もお伺ひしたい。

第三番目に大事なことが、なぜ本法で価格安定処置が考えられなかったかということでありまゝ。価格対策を立てなければ生産が安定されるということではできないと私は思ふのですが、まず、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小林誠一君) 従来の果振法でございまして、これは将来の需要の見通しというものと、それから植栽の見通しというもので、これは単純見通しを立てるという考え方が従来の果振法の考え方でございまして。それと、あとは果樹農業者が数人共同しまして果樹園経営計画を立てまして、都道府県知事の認定を受けた場合に、植栽資金につきまして公庫の低利融資が行なわれるというのが従来の規定でございました。で、今回は、資料でも御説明申し上げましたように、果樹の見通しにつきましては、全体としましてその植栽面積あるいは生産量というものについては、見通しどおりでございまして、中で、樹種によりまして、いまのままでございまして、将来需給のバランスがくずれることが心配されるというやうな樹種もございまして、それにつきましては、やはりこの際には将来の見通しだけではなくて、将来

の植栽なり、あるいは生産の目標というものを立てまして、それに沿って今後の果樹行政を進めていく必要があるのではないかと、ううふうにかへまして、その問題を含めまして、果樹農業の振興方針というものを農林大臣が立てる、また、各県はそれぞれ県の実情に合いますように、県の果樹農業振興計画を立てるということ、さらに従来ございました果樹園経営計画につきましまして、これはその県の計画に照らして適当であると認められるものについて認定もし、融資をするという縦の線を貫いたものでございまして、これはそういう意味で、やはりまあ果樹は永年作物でございまして、こゝに、二年の植栽の傾向が直ちにその生産量になつてあらわれてくるわけではございせんが、相当長い期間を置きました以前からこの方向をきめていく必要があるということ、いまそのやうなふうに改正をいたしたいと考えておるわけでございます。

で、現在のところ、果樹の生産の見込みでございますが、これは当初三十七年に考えました線に沿つて順調に伸びておるわけでございます。従来の見通しでは、果樹はやはり消費と申しますか、需要の伸びが相当著しく、生産が追いつかないという考え方に立っておったわけでございまして。もつとも、リンゴ等においては、その点で若干将来は需要を上回る供給があるのじゃないかということもあつたわけでございまして、現在のところそういうわけで、将来はまあ果樹の生産も順調に伸びております。

そういうことから、現在のところは価格は比較的堅調でございまして。年々、お手元の資料にございまして、昭和四十年の資料でございますが、昭和四十年の資料でございますが、価格でございますが、これもミカンについて見ました場合に、歴年で申しますれば大体八十円ぐらゐになつておるかと思ひます。まあそういうことから堅調でございまして。しかし、将来の問題といひましては、やはりミカン等については、価格は弱含みになり、あるいは若干下がるのじゃないかということも懸念されるわけでございます。

そういう意味で、野菜と違ひまして、消費者行政の面から見ました場合は、将来果実の価格が上がつたことによつて消費者家計に大きな影響を及ぼすということはないと考えるわけでございます。が、生産者の面から見ました場合には、やはり非常にこれは労働集約的な農業でございまして。したがひまして、やはりその生産性を向上していくということが必要なのでございまして、国の基本方針におきましても、県の計画におきましても、また果樹園経営計画におきましても、高性能機械を導入いたしまして、なるべく共同作業でその必要な労働力を削減していくという方向で農家所得を上げつつ、しかも消費者にはあまり御迷惑にならないやうな方法でこれを検討していく必要があるの、ではないかと考えるわけでございます。で、現在のところ、先ほども申し上げましたように、果樹の価格は比較的堅調でございまして。その価格政策というものをいまここで取り上げる段階ではなからうと考えるわけでございます。将来そういう問題が起りました場合には、そのときにまた検討を加へなければならぬというふうに考えておるやうな次第でございまして。

○宮崎正義君 いま説明がありましたけれども、労働力の集約的な問題であるというやうなお話がありまして、労働力が不足してきておる關係で、諸生産費等が引き上げられてきておるというところは、これは事実じゃなからうかと思ふんですが、そういう労働力の不足という面は、作業面においては病害虫の防除の作業だとか、運搬による労働力がどれほど生産コストを高めていくか、私が申し上げることはなかりと思ふんですが、こうした面から考えまして、説明がありましたように、それが私は価格の問題も堅調であるというやうな姿が、そういう時代じゃなくなるんじゃないか。こゝう思うがゆゑに、そういう点から考えまして、質問をしたわけでありまして。と同時に、生産の目標という点につきましても、もう少し具体的にお答え願ひしたいと思ひます。

○政府委員(小林誠一君) 三十九年の調査により

ますと、ミカンにつきましては一日当たりの労働報酬が二千六百円ぐらゐになつておるかと思ひます。リンゴの場合ですと、千二百円ぐらゐでございまして。したがひまして、現在のところ、他の農作物に比較いたしますと、一日当たりの労働報酬は割合に高いということがいえると思ひますが、しかし、将来の問題といたしまして、果樹につきましましては非常に労働集約的でございまして、そういう意味で将来の問題としてはやはり問題が出てくるということが考えられるわけでございます。現在のところ、高性能機械を入れます「スピードスプレーヤー」でございまして、そういうものによりまして、防除の手間を省く、ことにリンゴなどはその回数が非常に多いわけでございます。また、出荷に關しましては大規模な選果、荷づくりの施設をつくる。この点につきましましては、果樹は比較的そういうやうな大規模な選果によるコスト引き下げになじむものでございまして。そういう点に力を入れていくということによりまして労働力を削減するという方向に向かつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから生産なり、あるいは需要の見通しでございまして、この点につきましましては、生産の見通しというものは、現在植わつております果樹につきまして、いろいろな樹齢別に構成が違つております。その植わつております果樹が次第に成木になるわけでございまして、それを樹齢別にその生産量を積み上げていくことによりまして、現在の植わつております果樹の将来の生産量というものは推算ができるであらうというふうに考えておるわけでありまして、そういう方法をとりたいて考えておるわけでございます。

それから需要のほうでございまして、これは従来の三十七年に見通しを立てました場合でございまして、これは消費支出に対しまして弾性値を用ひまして、将来所得が上がりましてした場合にどのくらい消費が伸びるであらうかということでそれぞれ品の品ごとに計算をいたしたわけでございます。ミカ

ンにつきましては、大体消費支出が一分伸びれば一・七%の増になる。消費支出の弾性値が非常に高く出ているわけであります。しかしながら、四十六年くらいまでそういうことで消費支出の弾性値は一・七くらいに伸びるかもしれないが、将来にわたって永久に一・七というふうにも考えられないわけですが、そういう意味で、むしろそれぞれの所得階層別に、むしろ次第に消費支出がふえるに従って果樹に対する支出の伸びも減ってくるということも考えられるわけですが、います。そういう点も考慮に入れます。もう一回試算を直しまして、審議会にもいろいろ御意見を聞きまして結論を出したい。その間、いまの生産、植栽というものによって埋めていくということを考えておるような次第でございます。

○宮崎正義君 いまお話がありましたけれども、機械化等によって、スピードスプレーヤーですが、によってやっていくというお話もありますが、ずっと広範囲なところならいいのですけれども、あつちこち所有地が飛び地になっておるおるような状況等では、その機械力というのあまり頼れないようなところもありますし、また価格の問題にいたしましても、輸入品のバナナ等の対象等につきまして、主としてミカンのお話等もありましたけれども、リンゴなんかにつきましては、そう一がいにもいえないと思うのです。リンゴ等のことについてはどんなふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(小林誠一君) お説のように、高性能機械を導入いたします場合は、これは飛び地であつては効果が上がらないわけでございます。したがって、果樹園経営計画におきましては、原則といたしまして十ヘクタール以上の団地につきまして経営計画を立てた場合にそれを認定するということを考えておるわけでございます。そういう意味で、いまの高性能機械の導入を前提といたしまして果樹園経営計画を立て、それに対して融資をする。また将来の果樹園を新たに造成いたします場合も、なるべくそういうことで集団的に

これを栽培してもらうように指導していきたい。それをまた果樹園経営計画に乗せていきたいというふうな考えでおるわけでございます。そういうことによりまして高性能機械の導入を円滑にし、それによる効果を、これを十分發揮いたしたいというふうな考えでおるわけでございます。リンゴにつきまして、これは昭和三十七年の見通しの場合にもやはり需要に對しまして供給がその当時のテンパで進めば上回るであらうという見通しが立つたわけでございます。したがって、三十七年以降、比較的価格が弱含みないし低落したわけでございます。その点を反映いたしまして、現実の面積の増というの最近ほとんどないような状況でございます。ただ、ないと申しますのは、新植とそれから廃園と申しますか、改植と申しますか、差し引きいたしまして増ではないのであります。その内容を見ますと、比較的需要の伸びの少ない国光でございますが、あるいは紅玉というふうなものからスターキングでございますとか、あるいはデリッシュ系統の比較的需要の強い品種に改植が行なわれておるような次第でございます。そういうことで、私たちといたしましてはそういう改植がスムーズに行なわれすために、品種更新事業ということで共同育苗園をつくりまして、そこで苗木を三年ばかり植えておるといふ場合に、どうしてもこれは経費がかかるわけでございますので、それについて補助措置も講じておるわけでございます。そういうことから需要の伸びの強いものに将来は品種を更新していくという考え方に立つて施策を進めておるのでございます。

○宮崎正義君 需要の強いものといいますが、それは大玉になれば価格は高くなっていく、いまお話しがありましたような品種だと相当に価格が高くなっていくわけですね。それから一般国民大衆からだんだん、リンゴというのはそういうふうになつてまいりますと離れていくような形に追い込まれていくんじゃないかというふうにもいまの御

説明だとそう感じられるわけなんです、これではならないと思うのです。そういう点からもう納得ができないわけであります。特にリンゴなんかは、輸出をしていく場合には相当な厳重な規制と検査を受けて輸出をされていくということなんです、そういうことと、それから厳重に規制されて検査されていくというのは、農薬を使われされていくかというふうな検査が非常にきびしい、こう言われているわけですが、この使用している農薬等の問題につきましてもどういふふうな研究をし、また実行されておりますのか、その点も、またどういふ農薬を使われておるのか、こういう点も伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(小林誠一君) 実はこのリンゴの消費でございますが、国光でございますとか、あるいは紅玉というものの生産量を減らして、安いものを減らしてむしろ高いものに切りかえていくということ奨励するわけではございませんが、総じて申しまして、リンゴの消費量でございますけれども、これは現在日本とアメリカと比べまして、青果といたしましては大体同じくらいの消費をいたしておるわけでございます。やはりそういう意味で、食生活がだんだん変わつてまいりますと、どうしてもそれにつれて青果用のリンゴというものの消費というものが頭打ちになってくるという傾向があるわけでございます、やはりその中でも高級品に対する需要が旺盛であるというふうな現実はどうも否定できないのでございまして、私たちといたしましてはそういう点で、リンゴにつきましては、これを果汁にして学校給食にいたしますとか、あるいはまた青果といたしましてこれを学校給食に回すということについて極力これは推進したいというふうな考えでおるわけでございます。

輸出の場合の検査でございますが、これは農薬についていろいろ問題が出ておるわけでございますが、主として砒酸鉛を使いますものについて、輸出の場合に非常に検査が厳重であるということ

でございますが、もっともそれらについて、はたしてどのくらいの害があるかどうかという点については、実は私たちがまだ検査の資料を得ていないわけでございますが、厚生省におきましても農薬によります果樹の有毒成分の分析等もやっておるわけでございます、私たちといたしましてはやはりこれらの問題につきましては、なるべく低毒性の——無毒とまいりませんでも低毒性の農薬によって人体に影響の及ばない指導をいたしていかなければならぬというふうな考えをわけでございますけれども、何ぶんやはりそこには生産費の問題等いろいろの問題もございまして、その点につきましてはまだ十分なところまでいっていないのでございまして、将来の方向といたしましては、低毒性の農薬に切りかえることによりまして国民保健の上に重大な支障のないように検討しなければならぬというふうな考えでおる次第でございます。

○宮崎正義君 農林大臣にお伺いいたします。農薬については、これは許すのは大臣だと思ひ、検査のほうは厚生省だと思ひますが、この点について農林大臣の、どういふふうなものを今日防疫としての農薬を許可されているか、この点について伺いたい。

○國務大臣(坂田英一君) 農薬につきましまして問題になっておりますのは水銀剤でございます、これをどうするかという問題は、私も大いに検討いたしておたわけでございますが、いろいろの使い方等によってこの農薬の的確なところの結論はないのでございます。しかし、こういう問題について不安を持つような農薬につきましては、できる限りこれは早い機会に他の農薬にかえていきたい、かように考えておりますので、幸いにして水銀剤を使わないもので効力の相当強いものができてくる関係がございしますので、できる限りこれを急速に普及せしめることにし、できれば三少なくとも二年間くらいうちにこれを転換していきたい、こういうことですでに農林省といたしましては次官通牒を出しておるわけでご

ざいます。そういう方向にいませつかく努力をいたしておる最中でございます。

○宮崎正義君 農業の種類を伺ったわけですが、その点はやめましょう。私どものほうで調べたものもだいぶありますが、いずれにしましてもこの点の農業の問題は、前にも私は予算委員会、あるいはこの委員会等で申し上げたことなので、いま大臣の御答弁もありましたことですから、これ以上申し上げませんとして、現行の果樹園経営計画の認定の請求期間を昭和五十一年の三月三十一日まで延長すると、こう言われるのですが、この際、果樹の農業別の色分けといいますが、そういうものを反映された基本方針が必要じゃなかるうか、こう思うわけです。種類別だとか、あるいは地域別の政府の指導方針をこの際に明らかにすべきじゃないか、こういうふうには思うわけですが、この点について伺います。そしてまた、もう一つは、違った面からいいますと、未墾地帯の資金、農林漁業金融公庫の貸し付け金が現行の三年を十年以内に改められるというのであります。が、現在借りているものはそのまま継続して、十年に継続されていくようになりますのが、この点も伺っておきたいと思ひます。

さらにわが国の場合のように気象条件が非常によくないということ等から考えてみまして、天災による被害、または集中豪雨だとか、あるいはけひょうだとか、あるいは霜だとかの被害等も、相当一年間に被害を受けているわけですが、そういう被害を受けている間に、先ほど申し上げました取得資金等を借り入れているものが、そういうような天災被害等で痛めつけられただけに、利子を払い込んでいくという期間、利子も払い込めなくなってくる。勢いその痛めつけられたことによつて借金が大きくなっていく。また先ほど御説明がありましたように、永年性を要する果樹などもありますので、特にこういう点については、私は十分なる融資、助成ということを考えたなければならぬ、こういう点についても、この際のはっきりどういふうちに将来はしていくのかといふ

うことを伺っておきたいと思います。

○政府委員(小林誠一君) まず樹種別にいろいろ指導方針を立てるべきではないかという御質問でございしますが、これは先ほども申し上げましたように、果樹農業振興基本方針におきましては、樹種別に植栽及び果樹の生産目標を定めるというふうにしております。そこで、やはり将来の方向といたしましては、自然的な条件に適合するような植栽が進まなければならないという考えのもとに、その自然的な条件に対します基準、これは従来果樹園経営計画で立てております降水量、降雨量でございまして、あるいは気温の条件のほかに將來の問題といたしまして、やはり傾斜土というようなものにつきましても機械化を前提といたしました場合にそれを考慮に入れる必要があるというところで検討を進めておるわけでございます。

それからもう一つは、将来の方向といたしましては、防除機でございますとか、あるいはその他機械を入れますて、高性能機械によります労働節約的な果樹園経営計画をやる必要があるということ、まあおおむね十町歩程度以上のものをもとにいたしまして、そこにいろいろな機械を入れ、労働節約的に経営した場合に、そのときの反当の収量、あるいは反当の労働時間というものをどの程度に考えるかという点につきましても、これは基本方針で示したいというふうに考えておるわけでございまして、県計画もいまの国の基本方針に即しまして、県の実情に合いますように、さらに一般的な方針を県の実情に合うように、あるいは若干を手直するというようなこと、うで考えておるような次第でございます。

それから未墾地の取得資金の据置き期間でございしますが、これは今後、果樹園経営計画の認定を受けて、その結果必要といたします未墾地の取得資金の貸し付けについて、据置き期間の十年というものが、適用になるわけでございます。従来の分計画につきましては、必ずしもその点で果樹園経営計画に基づく未墾地取得資金、あるいはその他の関係に基づくその他の制度融資によります未墾地取

得資金であるかという点は明確ではありません。

金融一般の原則といはしても大体におきまして過去のものにはさかのぼってはいないというようなことでもございますので、今後この法律に基づきます経営計画に必要な未墾地の取得資金についてこの特例が適用されるということになるわけでございます。また果樹につきましてはいろいろ霜でございますとか、あるいは降雪というような被害を受けまして、そのために償還金がなかなか払えないという事態も、他の農作物にも同じ問題があるのでございますが、果樹についてもその問題はあります。それにつきましては公

庫なりあるいはその他の制度融資につきましては、条件緩和がそれぞれの業務方法書にもきまつておりますので、そういう必要な場合には園芸局からもそれぞれの主管局にお願いし、また公庫にもお願いして、災害による打撃によりまして償還金がなかなか調達できないという場合については特例の措置ができるように、ケース・バイ・ケースで特例措置ができますようにこれを努力いたしていききたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 ついでにお伺いいたしますが、いまの、助けていくほうの制度という、端的に言へばそうなのですが、また相互に助け合っていくという共済制度の考え方なんでしょう、もうとくに今日までにできていなければならないのであります、この共済制度についてはどんなふうになっておりますか。

○政府委員(小林誠一君) 果樹についての共済制度でございますが、従来から非常に実施の要望も強いということで、私どもいたしましてでもできるだけ早く実施をいたしたいということで、実は三十八年度から四十年まで数種の果樹につきまして主産県二十数県で実地に調査いたしております。また学識経験者等に集まっていたきまして、どういふふうな制度の骨子にすべきであるかというところについて昨年あたり研究をいたしてもらっておるわけであります。そういうふうな実地

の調査並びに理論的な検討の成果が、大体本年度あたりまでとまっておりますので、できれば本年中に成案を得るように、そういう調査結果等も十分参酌いたしまして努力をしていきたい。こういうふうに考えております。

○宮崎正義君 いまのことで大臣から、確認の意味において一言御答弁を願いたいと思います。

○國務大臣(坂田英一君) 果樹共済の実施の問題

でございしますが、なるべくこれは早く実施することにしたしたいと思います。本年は専門家の、いわゆる保険専門関係、果樹関係について検討を加えておるわけにございます。

○宮崎正義君　どうもこの問題については、これは納得できないのでありますが、時間等の関係もありませんので、これ以上それを申し上げません。ちよつとバナナのことにひつと伺つてお

きたいのでありますが、このバナナの輸入に關して不正輸入があったとか、問題点が非常に多いというところで、三十九年の十月ごろに公正取引委員會等に取り上げられたことがありますが、その後はいまうきいていることだとは思いますが、東京九一商事とか、長江商事、あるいは東仲貿易等

の關係のほうでは長期契約を締結しているという
ことなんです、この關係のものと、それから全
芭連組合の四団体等のそれぞれの輸入状況とい
いますか、そういうことについて詳細御説明を願
いたいと思います。

○政府委員(小林誠一君) バナナにつきましては、これは大体年間三十五万トンぐらい輸入されております。で、果樹の国内の総生産量の約八%ないし九%でございます。戦前の昭和十年ごろの

パーセントからいっても大体一割程度でございます。もっともそれ以後果樹の生産量は三倍程度に伸びておりますので、絶対量においては三倍程度には伸びておるわけでございます。その輸入で

ございますが、これは主として台湾からの輸入で
 ございます。台湾からの輸入がございませんと
 中に中南米ものが入ってくるような状況でござい
 まして、これの輸入につきましては、いろいろ各輸

入業者の競争がございまして、したがって、台湾との関係におきまして積み出し港でございすとか、積み出し期日あるいは価格の問題という点で非常に、どう申しますか、輸入が円滑に行なわれない場合がございまして。そういう点にかんがみまして、輸入組合が昨年設立されたわけがございまして。輸入秩序をそれによりまして確立するという方向に進んでおるわけがございまして。したがって、その価格等につきましても、若干従来の価格よりも輸入価格は下がっておる状況がございまして。で、私いまこの関係につきましても、あるいは九一でございまして、東伸貿易というものの輸入について問題があるということについて、私ここで資料を持ち合わせませんし、またその点について実はまことに不勉強でございまして、その点についてここで詳細に申し上げるだけの資料を持たないのでございまして。

○宮崎正義君 ども私の尋ねようとするものが回答できないので残念でございしますが、いずれにいたしましても、バナナは関税を食っているとも言われているわけがございまして、この関税の引き下げ等のことについてはどういふふうなお考えでしょうか。

○政府委員(小林誠一君) バナナの関税でございしますが、これは現在暫定税率で七〇%になっておるわけがございまして、他のくだものに比しまして非常に高率の関税が課せられておるわけがございまして。しかしながら、このバナナの関税、バナナとリンゴあるいはミカンというものの競合関係というものを考えました場合に、やはりその点でいろいろ問題があるわけがございまして、その税率の引き下げについては今後とも慎重に検討をしなければならぬのでございまして。関税の審議会におきましても、毎年問題になっておるわけがございまして、私たちといたしましては、国内産果実に大きな打撃を与えないように、その点についてる説明を申し上げまして、本年もその税率を据え置くということになったわけがございまして。現実の問題といたしまして、そのような関税

がかかっているにもかかわらず、大体三十五万トン程度のバナナが輸入され、それが消費されておるわけがございまして。そういう点から申しまして、いろいろ将来その税率が他のものに比べて非常に高いという問題が生ずるのであるかと思ひますが、私たちといたしましては、他のくだものに對します影響についていろいろ御説明をして御納得をいただいて、その引き下げについては慎重な態度で処理していただくことをお願いしたいというふうな考えでおる次第でございまして。

○宮崎正義君 もう一点だけバナナのことについてお伺いしておきますが、台湾バナナと中共バナナとの価格は相当違うわけなんです。こういう点も、輸入組合等が昨年度からできたというのです、この間の調整等はどうかになっておるのでしょうか。

○政府委員(小林誠一君) 輸入組合につきましても、これは台湾から輸入するものについての組合でございまして。したがって、中共からの輸入については、その点が輸入組合の力に及ばないわけがございまして、総じて申し上げますと、台湾のバナナというものは非常に高くて、日本人の嗜好に合うということから、台湾バナナが輸入される場合にはその量をできるだけ台湾から輸入をして、そうしてそれが輸入できない場合、あるいは需要を満たし得ない場合に中南米のものが入っているのが実情でございまして。中共産のバナナもおそらくそういう意味において、台湾バナナとの関係におきましては、中南米と同じような関係に立つものではないかというふうに推測いたしておるわけがございまして。

○宮崎正義君 御存じのように、中南米のエクアドル・バナナというのは、これはあまりうまくないので嗜好には合いませんけれども、中共バナナはおいしいわけがございまして。これは非常に価格が安い、(理事野知浩之君退席、委員長着席) こういうふうな点も国民が知っておるわけなんです、こういったようなことから考え合わしてみましても、バナナ輸入というものの対する政府

のしつかりした態度というものは私は必要じゃないか、こういうふうに思ふわけですが、大臣のほうからこのことについて一言御答弁願いたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) 園芸局長からお答え申し上げます。

○政府委員(小林誠一君) この中共バナナでございしますが、これは自由化をいたしておるわけがございまして。そういう意味では、中共からは自由に入り得るような国内体制にはなっておるわけがございまして、ただ問題といたしまして、やはり中共からバナナが入りました場合に、台湾からのバナナがスムーズにその商社につきましても入ってこないというふうな問題等があるやに聞いております。

○宮崎正義君 長期契約をしておるといふことは御存じないでしょうか。

○政府委員(小林誠一君) 長期契約の点については、寡聞にして存じ上げておりません。

○宮崎正義君 そういふ点にも十分に目を注いで監督等をしていただかなければならないと思ひますし、國民の立場に立てば、安くてもよいものをやはり求めるわけがございまして、こういう点も、貿易の自由化という立場において、将来考えていただくというところを要望しておきます。なお、この問題についてはこまかく話していきたくところがありますが、時間等の制限がございまして、きょうは、このバナナの問題についてはこの程度にとどめておきます。

最後に、加工原料用の取引に関する取りきめの条項なんでもありますが、この対象となった果実がどういふふうな種類であつて、政令でこれを規定するかどうかが。政令でやっていく方法がよいかどうかという点について、大臣からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) この点につきましては、加工原料用果実の取引に関する取りきめの対象果実として、政令で定めますのは第四条で、いまの予定で、果実についてはかんきつ類の果実、

リンゴ、ブドウ、ナシ、桃及び桜桃とするようにいたしたいつもりでございまして。

○宮崎正義君 これ以外に予定をされないのであるか、将来。その点も伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(小林誠一君) 先ほど大臣が申されました樹種につきまして、これは加工の度合いが強いものでございまして。加工に回す数量が多いのでございまして、したがって、これをその対象果実にしたいというふうな考えでおるわけがございしますが、そのほかの果実につきましては、現在のところまだそこまでする必要はないのではないだろうかというふうな考えでおるわけがございしますが、将来の問題といたしまして、加工の度合いが強く、しかも独禁法の適用除外をする必要があるというふうな考えを樹種につきましては、今後公正取引委員会とも折衝いたしまして、対象に加えることといたしたいと考えておる次第でございまして。

○宮崎正義君 従来の加工原料果実の取引実態とも関連されて、生産性の調整とか、あるいは出荷調整に、どうしてこれを繰り込んでいくかということも、基本的に考えていくべきじゃないかと思うのですが、この点を最後にお伺いしまして、なお、スイカ、マクワウリ、メロン、イチゴ、こういったものは野菜のほうに入っているわけですが、果実のほうに入るべきじゃないかというふうな考えなのですが……

○政府委員(小林誠一君) 実は御質問の点でございしますが、農林省といたしましても、スイカにつきましては、これは二つの行き方でやっておるわけがございまして、農業基本法の、果実の長期見通しの中には、スイカを含めまして、これを見通しを立てております。したがって、農業基本法の、果実の中にはスイカが入っておるわけがございします。果樹振興法の中には、これはむしろ果実を生産する永年作物を対象といたしておるわけがございします。果樹園経営計画でございまして、か、あるいは長期見通しとかいうようなことで、

永年作物の施策を、この果樹振興法でやるわけ
でございますので、したがって、その年に実が
なつて、枯れてしまふスイカにつきましては、こ
の対象としては考えていないのでございます。

加工原料等の果実でございますが、これは生産
調整の中に織り込んでいくことでござい
ます。私たちがいたしましては、これは将来の需要
の見通しを立てます場合に、輸出用、あるいは加
工原料用のものにつきましても、これを需要の見
通しの中に入れていくわけをございまして、それに基づ
きまして、生産の目標を立てていくというふう
に考えておるわけでございます。

ただ、加工の問題につきましては、これは主と
してミカンかん詰めが一番大きなウエートを占め
ているわけでございますけれども、そのほかにも
白桃でございますとか、あるいは洋ナシでござい
ますとかというふうな果樹、あるいはリンゴでござ
いますとか、あるいはミカンのジュース、ブド
ウ酒という加工の需要というものもあるわ
けでございます。将来の果樹振興の中におきま
しては、やはり果樹振興の点から見ました場合、
加工に相当大きなウエートを持つ必要があると思
うわけでございます。それからやはりこの加工品
につきましても、非常に大きな輸出のウエートを
占めているわけでございます。ミカンかん詰め
も約百億円ぐらゐ輸出されているわけございま
す。将来の問題といたしましては、やはりその加
工業を育成し、しかもそのコストを下げることに
よつて、海外競争力をつけていくということに
よつて、外貨獲得のみならず、果樹生産者のため
の施策として、これに力を注いでいきたいという
ふうに考えている次第でございます。

○宮崎正義君 品種の更新等、また種類等の研究
等に関しましては、指導員をふやしていくとか、
あるいは研究機関を拡充していくとかということ
をぜひお考えの上で、今後を進んでいただきたい
い。そうして一番最初に申し上げましたように、
価格の安定措置というものを考へあつて進んで
いっていただきたいということを申し上げて、私

の質問を終わりたいと思います。

○北條篤八君 関連。いま品種のことが出ました
けれども、品種改良につきましては、実は千葉県で花
粉銀行というのをやっているようでありまして。人
工授粉です。御承知のとおり、非常に農業で昆虫
類が少なくなりましたし、その結果が、非常に結
実率がよくなったことが新聞にちよつと出ており
ます。それについて、詳しいことをお調べになつ
たことがあるなら伺いたいと思います。

○政府委員(小林誠一君) 昆虫が農業その他で
んだん少なくなつてきているために、果実の結実
が悪いという問題が起つておるわけでございます
が、そういう意味から、たとえば青森県の場合
でございますと、養蜂業者にそこに来てもらいま
して、そこで蜜を採取してもらつと同時に、花粉
の授精をよくするというような措置も講じている
わけでございます。私ども、千葉県の花粉銀行と
いう問題について、詳しい内容は存じ上げません
けれども、将来の問題といたしまして、これらの
点について十分力を注いでいかなければならない
のではないかと存じます。これは千葉県の場
合。私のほうではいま存じ上げておりますのは、約
一年間の間、花粉をストックいたしまして、それ
でこれを果樹園に配付するということ、構造改善
事業等におきましても、それについていろいろ措
置をやつておるということでございますが、詳し
い内容については、いまここで持ち合わせていな
いわけでございます。

○北條篤八君 一宮でもつてやつておるようなこ
とを書いてございしますが、ナシにやりました。非
常に結果がいいというのを聞きました。これは
非常に研究する必要があると思ひます。こういう
ような試験を、農林省でもつて今後品種の改良と
か、あるいは新種の栽培とかいうことをする必要
があると思ひますが、現在はそのような研究
はどこで取りまゝおつておられるのでしょうか。
○政府委員(小林誠一君) この花粉の問題につ
きましては、園芸試験場あるいは県の試験場等目
下やつておるわけでございます。

○北條篤八君 各地で個々にはやつておられま
しょうけれども、それを総合的に、やはり総合的
に研究する箇所が必要だと思ひますので、そういう機
関をつくる必要があると思ひますが、その点は現
在はどつて、やはり本省の何ですか、あなたのほう
です。報告を取つて、いろいろ実地にそれ
を応用しているというわけをございませうか、そ
の点を伺ひます。

○政府委員(小林誠一君) その問題は私のほうだ
けでなく、技術会議の試験研究機関との関係もご
ざいまして、技術会議とも十分連絡をとりまし
て御趣旨に沿うように検討したいと存じま
す。

○北條篤八君 私は、この問題だけのことでなし
に、これはもうそういう果樹の万般にわたつて試
験をやつておられると思うのですが、それをやは
り総合的に研究調査されるところが、ぜひこれ
は、ないならそういう機関をつくる必要があると
思ふので伺つたわけですから。

○政府委員(小林誠一君) 総合的にこの問題をや
りますのは園芸試験場でございます。園芸試験
場のほうでそのような点につきまして毎年いろ
いろ打ち合わせをして研究をやつておるわけござ
います。総合的に申しますれば園芸試験場で現在
やつておるわけでございます。

○北條篤八君 どうぞ、そういう機関が完備して
ないようでございますから、今後そういう試験、
研究ですね、またそれがいいことならすぐ実地に
施策できるようにしていただきたいと思ひます。
これで終わります。

○国務大臣(坂田英一君) この問題は非常に重要
な問題でございます。人工授粉の関係でござい
ますので、当然園芸試験場及び地方の農事試験場
等をやつておるのです。

○矢山有作君 だいぶ長く質疑が続いております
から、できるだけ重複を避けながら簡単に伺ひ
たいと思いますので、要領よくひとつ簡単に答えを
いただきたいと思います。

果樹農業がここ数年非常に大きく伸びてきた

ということば、もう私が申し上げる必要もないと
思うのですが、その伸び方を見ておるといふと、三
十七年に立てられた長期見通しの資料から比較し
て、三十七年—四十一年の間の年平均の新植見
通しに比較して、それを大幅に上回つて伸びてい
るものがあります。たとえばミカンとか、ク
リだとか、それからまた需要の面で一方を見ると、
四十六年の需要見込みに対して、需要のほうが生
産見込みより上回つておるものもあるし、また生
産のほうが需要に追いつかないものもある。内容
を小さく見ていくといふいろいろあるようですがね。
そこで、私は第一番にお伺ひしたいのは、そうい
う情勢の中で、今後果樹農業というものを推進し
ていくという上で、一基本的な考え方というも
のをどこに踏まえてやるのか。四十六年度の需要
見込みからいへば、ミカンの生産は、現在の時点
で考えたならばたいした問題はないようですが、
しかし、いま新植されておるあの面積を考えれば、
需給上非常に問題が出てくるということもある。
またその他いろいろありますが、そういうところ
で生産過剰になつてくるというようなことが考え
られるものについては、やはりこれは何とか積極
的に輸出をするとか、あるいは消費の増大をはか
るとか、こういうことを考えなければならぬだろ
うし、それから需要に生産が追いつかないものにつ
いては、どんな積極的な生産を進めていくの
か、それともこれを輸入にまとうとするのか、そ
こら辺の基本的な考え方というものが一応はつき
りしてこぬといふと、これからの生産農家という
ものは困るんじゃないかと思ふのですがね。その
辺はどうですか。

○政府委員(小林誠一君) お説のとおり、樹種に
よつていろいろの伸び方が違つてございま
す。そういう意味でやはり需要に見合つて生産の
目標をきめていくという考え方に立たなければな
らぬと考へるわけでございます。で、現在のところ
はまだまだ生産過剰といふところまではいって
いないのでございまして、いまのまゝのテンポ
で進みまして場合には、将来そういう需給のバラ

ンスがくずれるという場合には、そのテンポをスローダウンしていくという必要があるかと思ひます。そういう意味におきまして、ミカン等につきましては、いまのうちに将来の長期の見通しを立てまして、それに合わせるように、生産の、植栽等についての指導を行なっていくというふうな考へておるわけでございます。で、生産が需要に追いつかないというのにつきましては、当然これはその生産なり植栽というものを需要に追いつくように、その伸びをテンポを早めていくという必要があるかと考へるわけでございます。で、輸入によつてまあその穴を埋めるのかというところでございますが、実はバナナ等については、リンゴの穴を埋めるあるいはミカンの穴を埋めるということではなくして、むしろバナナとして入ってくるバナナとしての需要があるものとみる。もちろん競合関係はあるわけですが、その種類の違うものにつきましてはその代替関係というものを十分に考慮に入れて、その輸入についての制限なり、あるいはその関税措置というもののについて検討をしていかねばならぬというふうな考へておられます。国内生産で十分間に合うものについては、なるべく輸入をしないという方向で対処をいたさなければならぬのではないかと、というふうな考へておる次第でございます。

○矢山有作君 ちよつと私も聞き落としたところがあると思ひますがね。ミカン等はすでにここ最近の非常な激しい新植の傾向から見たら、長期見通しで見るといたした問題はないように見えますけれども、すでにいまから問題が生ずるということが予想されるんじゃないかということなんですね、一つは、それからリンゴとかブドウとかいふものは、長期見通しを見てもすでに生産のほうが必要を上回るようなことになつていふやうです。それからリンゴの最近の消費の傾向を見ると、消費がちよつと停滞しておるのじやないかという傾向も見られるわけです。だからさう

いうことを踏まえて、積極的に輸出するまで考へながら需給の調整をとるのかどうかということなうで、ただ新植面積を押えるということだけで片づかぬ場合も出てくると思うのです。そのことなうでございます。

○政府委員(小林誠一君) ミカンにつきましては、最近の二、三年の間には毎年一万ヘクタール以上の新植面積があるわけでございます。そういう意味で、将来そのテンポでずっと伸びていくという場合にはやはり問題がありますので、植栽の目標を立てます場合には、そのテンポを落としていくという方向で、審議会等にもはかりまして、また県とも十分打ち合わせをしまして、進みたいというふうな考へております。

それからリンゴ、ブドウでございますが、やはりそれは、当初見通しを立てましたときよりは、そのテンポがむしろ落ちておりました。そういう意味では、リンゴにつきましては、三十七年の見通しを立てましたときよりは、四十六年の供給といひますか、生産といふものは少ないのでございす。少なくなるであらうと予想されるのでございす。さういふことでございまして、やはり、

将来また生産が必要をオーバーする懸念のあるものにつきましては、これを十分加工等に回すということも考へなければならぬというふうな考へておられます。将来の方向をいたしましては、やはり加工等については意欲的にそれを伸ばすという、単純見通しではなくて意欲的な見通しでそれを立てていきたいというふうな考へておるやうな次第でございます。

○矢山有作君 国内における消費を伸ばすということね、生食用の需要を伸ばす、また加工向けの需要を伸ばす、こころはいまお話しになったのでわかるのですがね。私は、もっと積極的に、輸出の買い取りまで考へていかなければならぬというこころをちよつと聞きたかつたのです。

○政府委員(小林誠一君) 輸出問題でございますが、現在くだものの輸出は、かん詰めを入れまして百三十億円ぐらいになつておるわけでございます。

す。ことしの状況を見ますと、ミカンのかん詰め輸出でございますが、当初五百万ケースを予定したわけでございますが、どうもそこまで進みませんで、前年度の実績を下回ります四百四十万ケース台でどまるのではないかと、こう思われるのでございす。その原因を見ますと、やはり原料ミカンの価格が高いということが一つの大きなネックになつておりました。どうも一キログラム当たり原料ミカン代が五十円程度になつておるわけでございます。将来の問題をいたしまして、輸出を伸ばすためには、やはりその原料ミカンの代金というものが非常に大きなウェイトを占めておるのでございまして、その価格があまり高くなり

ますと輸出が伸びません。したがって、その点につきまして、原料取引を安定させるというほかに、やはり原料ミカンにつきましても、将来はおそらく現在のような五十円台の価格にはならないのではないかと思ひますが、それらの価格をできるだけまあ輸出に、できれば合理的な価格にする必要があるかというふうな考へておるのでございす。

○矢山有作君 その輸出の問題でね、ちよつとここで調べておたら、例の生鮮果実としての輸出もかなりやつておるやうですがね。大体生鮮果実としての輸出は、しかし、傾向としては停滞しているのではないかと、こういうふうな思ひます。特にナシなんかは減少しておるし、それからリンゴ、ミカンこれらも停滞傾向が相当出ているやうに思ひます。生鮮果実の輸出の場合には、もちろんいろいろ輸送その他の技術的な問題の解明が必要だと思ひます。その辺の生鮮果実としての輸出に対するかまふ方というものがどうなつておるのか、これひとつ聞かせていただきたい。

○政府委員(小林誠一君) 生鮮果実の輸出でございますが、これは年々若干ふえております。四十年は約三十億でございます。前年に比べまして二億四千万円ぐらゐふえておるわけでありす。まあそれは主として大きいものは、カナダ向けのミカンと東南アジア向けのリンゴ等でございます。

す。ところがミカンにつきましては、やはり最近におきましてはアメリカ、あるいはスペイン、中共といふところで生産が伸びておまして、香港向け等につきましては、中共が相当進出しておるのでございす。

そういうことから、将来の方向としましては、決して現在の状況では明るくないわけでございます。やはりその点におきましても、生産性を向上することによつて、なるべくコスト安にこれが輸出できるというやうな方向に努力いたしますと同時に、やはり東南アジアその他におきまして、ジェットロを通じます宣伝活動等を通じて、私たちといひましては極力海外の宣伝を行なつていって、そちらの需要を喚起するというこゝろにとめてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○矢山有作君 生産性向上の問題については、後ほどお伺ひしたいと思ひます。それから果実加工品の輸出ですね、これは三十九年ごろからはちよつと好転しておるやうな統計が出ておりますがね。この場合にも特にミカン等については、外国との競合という問題が起つてくるわけですね。ところが、それらの問題をただ原料果実の価格の問題だけで処理するといふやうな考へただけでいいのかどうかということに私は問題があると思ひます。ただ単に、生鮮果実の原料の問題だけでなしに、やはり加工の過程における問題とか、あるいは輸送の過程における問題、いわゆる総じて加工流通の過程における問題というものが出てくるのではないかと。だからこの辺のこともやはり十分検討されぬと、果実加工品だけでなく、そういうことは生鮮果実についても言えることだと思ひます。その辺の研究といふものが具体的に十分なされておるかどうかということが、私はひとつの問題だと思ひます。よくその点を存じませんで、教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林誠一君) 先ほど私が原料の代金だけを取り上げまして、こゝろが足らなかつた点

がございましたのでお呼び申し上げます。加工の問題につきましては、当然その点についての合理化をはかっていたかなければならぬのでございます。御存じのように、日本の果実の加工業者、かん詰め業者であります、非常に零細な規模の加工業者が多いわけでございます、その近代化をはかっていく、そしてそこに優秀な機械を導入していくという必要がございますので、中小企業近代化促進法に基づきます業種指定をミカンかん詰め業者に対して行ないまして、その企業の体質の改善及びそれに必要な中小企業金融庫からの融資の道が開かれておるわけでございますが、今後ともそういう点につきましては、大いに力を注いでいかなければならぬというふうに考えておるわけでございます、またこの原料を中小企業が獲得いたします場合には、資金についてのいろいろの信用力がないというふうなことでスムーズに動かないという問題も懸念されましたので、それにつきまして原料を買い取るための資金について保証をいたします協会も設立されておるわけでございます、それによりまして原料の確保がスムーズに行なわれますことについても力を注いでおるわけでございますが、そういう二つの方法を用いまして、かん詰め業者の体質の改善、それから経費の節減ということをはかっていく一方、外国におきましても商品の宣伝ということにつきまして、将来にわたります力を注ぐことによりまして需要の喚起ということをはかるとあわせて、輸出の振興について力をいたしていきたいというふうに考えておるのでございます。

が、これなんか見ても、食品加工業に対しての近代化資金の融資の状態というのは、私が承知している限りでは、あまり十分なものではないというふうに思っているのです。きょうは通産省の方がおられませんか、その点についての詳しい御質問を申し上げて御答弁をいただくのも無理だらうと思ひますけれども、そういう点を含めて、その他にもたくさん問題があるかと思ひます。で、この辺は将来の果実の需要増大、さらにまた輸出の増大という面を考えて真剣に検討を進めていただきたいと思います。

それから次は、改正法案では、農林大臣が果樹農業振興の基本方針を定める、こういうことになっておりますね。その基本方針の中に定める事項というので、「果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標」、こういうことがうたわれておるわけですね。これと、三十七年に長期見通しを立てられておるわけですが、これとの関連というのはどういうふうになっていくのか。ただ三十七年の見通しというものを、現状では需給が大体安定しておるというふうな状態から、そのまま引き伸ばしていきこうという考えなのか、それとも最近の消費動向から考えて根本的に再検討されるという立場をとっておられるのか、その辺の考え方はどうですか。

○政府委員(小林誠一君) 加工の問題につきましては、今後とも一そうの努力をいたしたいと存じます。

それから、農林大臣がきめます果樹農業振興の基本方針の生産ないし植栽の目標あるいは需要の見通しというものでございますが、これは三十七年に立てましたときには、これは現在におきまして大体果樹全体の植栽面積でございますが、それにつきましてはおおむね予定どおり進んでおるといふことが言えると思ひます。ただ生産量につきましては、最近数年災害等がございまして、九四年、八、九年と、わりあい弱含みであったのですが、四十年は強含みになっておるわけでございます。

しを踏襲していいんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。ただ、それ以後の昭和五十年でございまして、あるいは昭和五十五年というふうになりますと、そのままた四十六年の時点の見通しを単純に伸ばしていくということには相当危険性があるんじゃないかということから、将来の方向といたしましては、もう一回、三十七年に立てました見通しを再検討いたしまして、実際に合うようにこれを改定をいたしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○矢山有作君 いまの問題は、これは果樹農家にとっては一つの生産をやっていくための重要な目安になるわけですから、その点の見通しを誤られると大きな問題になってくると思ひます。したがって、これは各方面からいろいろと、もちろん資料を検討されて、できるだけ正確な見通しが立てられるだらうと思ひますが、そういうふうなひとつ御努力をいただきたいと思ひます。

それから、同じく果樹農業の振興基本方針で、「果実の需要の長期見通しに即した植栽及び果実の生産の目標」が定められる、こういうふうなことになるわけでございまして、こういうふうなことは、この果樹振興法全体を通じてみて、価格の安定ということについては、全然問題に触れられてないわけですね。やはり生産の安定的な拡大をはかっていくということになると、価格対策というものが非常に重要になってくるんじゃないかと思ひます。その点はどういうふうにお考えですか。

それからもう一つ、農家所得の面から見ても、この価格でございますれば、価格の対策というものを、いま直ちにこれは講ずる必要がないのではなからうかと思はれるわけでございます、将来の問題といたしましては、これはやはり価格が暴落しないように、現在から将来にわたります植栽を調整をしていくという意味におきまして、価格の暴落に至らないようにいまから植栽においてその調整をやっていくことが必要であらうというふうに考えておるのでございます。

○矢山有作君 三十九年の十月に、果樹農業振興審議会の懇談会で、「果樹の植栽及び果実の生産についての長期見通し及び生産、流通、加工等の振興対策についての検討」というのがされておりますね。その中で、「果樹生産については、統一した基準のもとに地域を設定して、これにもとづいて奨励施策を実施することが望ましいが、実際には、自然条件だけについてみても、適地、不適地の幅がかなり大きい等、なお慎重な検討を要する問題がある」と指摘されております。ところがこの点について、今度新しく立てられる果樹農業振興基本方針との関係でどういうふうになってくるのですか。

○政府委員(小林誠一君) 果樹の植栽につきましては、これは自然条件が一番根本になるものでございまして、やはりその自然条件をこの基本方針で定めますわけでございます。

先ほどお話しした、地域を設定してということでございますが、これはこの法律におきましては、濃密生産団地の思想がそれに該当するのではないかと考えるわけでございます。やはり現在の果樹の状況を見てみました場合に、地域を設定し、そこにおける果樹農業の振興をはかっていくということが一つの大きな方向ではなからうかというふうにお考えのわけでございます。したがって、やはりその県で必要な果樹、たとえば東北におきましてリンゴでございますか、あるいは西日本のミカンでございます。相当集約的にこれが生産されておりますところにおきましては、その出荷を

がございましたのでお呼び申し上げます。加工の問題につきましては、当然その点についての合理化をはかっていたかなければならぬのでございます。御存じのように、日本の果実の加工業者、かん詰め業者であります、非常に零細な規模の加工業者が多いわけでございます、その近代化をはかっていく、そしてそこに優秀な機械を導入していくという必要がございますので、中小企業近代化促進法に基づきます業種指定をミカンかん詰め業者に対して行ないまして、その企業の体質の改善及びそれに必要な中小企業金融庫からの融資の道が開かれておるわけでございますが、今後ともそういう点につきましては、大いに力を注いでいかなければならぬというふうに考えておるわけでございます、またこの原料を中小企業が獲得いたします場合には、資金についてのいろいろの信用力がないというふうなことでスムーズに動かないという問題も懸念されましたので、それにつきまして原料を買い取るための資金について保証をいたします協会も設立されておるわけでございます、それによりまして原料の確保がスムーズに行なわれますことについても力を注いでおるわけでございますが、そういう二つの方法を用いまして、かん詰め業者の体質の改善、それから経費の節減ということをはかっていく一方、外国におきましても商品の宣伝ということにつきまして、将来にわたります力を注ぐことによりまして需要の喚起ということをはかるとあわせて、輸出の振興について力をいたしていきたいというふうに考えておるのでございます。

が、これなんか見ても、食品加工業に対しての近代化資金の融資の状態というのは、私が承知している限りでは、あまり十分なものではないというふうに思っているのです。きょうは通産省の方がおられませんか、その点についての詳しい御質問を申し上げて御答弁をいただくのも無理だらうと思ひますけれども、そういう点を含めて、その他にもたくさん問題があるかと思ひます。で、この辺は将来の果実の需要増大、さらにまた輸出の増大という面を考えて真剣に検討を進めていただきたいと思います。

しを踏襲していいんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。ただ、それ以後の昭和五十年でございまして、あるいは昭和五十五年というふうになりますと、そのままた四十六年の時点の見通しを単純に伸ばしていくということには相当危険性があるんじゃないかということから、将来の方向といたしましては、もう一回、三十七年に立てました見通しを再検討いたしまして、実際に合うようにこれを改定をいたしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

それからもう一つ、農家所得の面から見ても、この価格でございますれば、価格の対策というものを、いま直ちにこれは講ずる必要がないのではなからうかと思はれるわけでございます、将来の問題といたしましては、これはやはり価格が暴落しないように、現在から将来にわたります植栽を調整をしていくという意味におきまして、価格の暴落に至らないようにいまから植栽においてその調整をやっていくことが必要であらうというふうに考えておるのでございます。

なんとか、そういった問題も今後精力的に解決していかねばならない問題じゃないかと思うのですが、その辺の考え方といえますか、準備といえますか、そういう点はどうなっていますか。

○政府委員(小林誠一君) 果実を鮮度を落とさず輸送するということは非常に重要な問題でございす。したがって、過去におきまして、四県につきまして、CA貯蔵という事で、その貯蔵施設について助成を行なったのでございすが、昨年はそれについて輸送施設、輸送車につきまして、トラックでございすが、その補助を行ないまして、生産地から消費地に新鮮なくだものが入りますように補助をいたしたわけでございすが、今後ともこの輸送問題につきましては、力を尽くしていきたいというふうに考えておるのでございす。

○矢山有作君 その問題との関連で、運輸省はきょう来ておられぬので、こんな話を持ち出しても直接お答えはしにくかろうと思うのですが、六月二十二日の日本経済新聞見ると、運輸省がコールドチェーンを育成するために冷蔵庫の近代化基準というものををつくるそうです。これはやはり日本の冷蔵設備なり、あるいは冷蔵技術というものはかなり私は立ちおくれおるのじゃないかという考え方を持っておるのです。三十八年でしたか、フランスに行ったときに、パリの近くの農業団体にやって、あそこ貯蔵施設等を見たときに、日本の貯蔵施設がいかに粗末かということを感じたのです。これはやっぱり運輸省の計画ですが、運輸省もあせでなしに、やはり輸送面の解決の一つの方向としてこういったものも農林省考えていただいたほうがいいんじゃないかと思うのですがね。

○政府委員(小林誠一君) これにつきましては、コールドチェーンの一端として研究をいたしますと同時に、将来の問題として、くだものの貯蔵ないし輸送ということにつきまして冷蔵技術を解明いたしますとともに、それらの施設の問題につきまして研究もし、これについての指導もいたしたいというふうに考えておるのでございす。

○矢山有作君 今度の法案では、一部改正案で、加工用原料果実の取引に関する取りきめの条項がありすが、この取りきめをするにあたっての適用団体の範囲とか、あるいは数量、価格、取引方法等についての取りきめをやるわけですから、それらについての何か一つの基準とか、そういったものがおありになるのですか。

○政府委員(小林誠一君) この加工原料の取引に對します双方の農協その他これを売り渡します側、それから買い入れます側につきましての適用の範囲というものがございまして、特に法律では規定してないわけではございすが、お手元の資料にもございすように、大体加工原料用の果実というのは、数県にまたがって取引される場合が多いわけでありまして、県内あるいは数県にまたがってその取りきめが行なわれるのではないかとこのように考えておるのでございす。

○委員(長(山崎吉君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)

○委員(長(山崎吉君) 速記を起こして。

○政府委員(小林誠一君) 御質問の点は主として価格の問題でなかろうかというふうに考えるわけでありすが、価格につきましては、これは加工業者の側から生産者の側からも、実はきめ手となる価格というものはなかなか見出し得ないのでございす。と申しますのは、加工業者の側から見ました場合に、果実の加工というのは、大体におきまして、年間の加工の中におきまして三ヶ月ないし四ヶ月でございまして、その他の時期におきましては、水産物でございすとか、あるいは畜産物というふうなものをかん詰めにするというような場合がほとんど大部分でございす。そういう意味から、原価計算をしてその価格を幾らにするかというふうなことはむずかしいわけではございす。それからもう一方の、生産者のサイドから見ました場合にも、たとえば民間を例にとりましてした場合に、これは一般の市場に生果用として出荷

されるものが相当大部分でございす。もとも、そのすそのものが加工に回るとい場合もあるのでございすけれども、むしろ生果用の価格に引かれる。昨年の例からいいますと、やはり生果用の価格が高いという場合には原料の価格も高いというふうなことになるわけでありす。また農家の側から見まして、生産費調査というふうな面から接近することも、その用途が加工用、原料用不統一でございすのでなかなか接近がしにくくというふうな問題もあるわけではございす。

○矢山有作君 価格水準を一時的にかくあるべきであるというふうなものと、これを設定することはなかなかむずかしい問題でございす。加工業者と出荷者がお互いの間に話し合いをして、なるべく安定した価格で長期的に供給ができるように取りきめを期待する。また、その実例等を見まして、指導いたしてまいりたいというふうに考えておるのでございす。

○矢山有作君 むずかしいことは私もよくわかるのですが、ただ、むずかしいといひましても、これから果樹振興をやっていく場合に、あるいは生食用に向けていく、あるいは加工用に向けていくというふうな立場からの指導も行なわれるでしうし、いろいろのことがあろうと思ひます。しかし、いづれにしても、ある程度そういう面についての検討をやっておきません、私は非常に問題が出てくると思ひます。なぜかといひますと、くせ者は、独禁法適用除外という規定があるわけです。これは、非常にくせ者の作用をする、というものは、現在生産者というものの力と、それから加工業者というものの力を比較してものを言っておるわけですが、牛乳と同じようにくだものなんというものは腐りやすいので、したがってそういうものをたくさん抱えておる者が、その加工業者に売っていきこうという場合に、これはたたかれる可能性が多分出てくるわけですよ。しかも取りきめをやるに、そういう弱い生産者が強い加工業者と取りきめをやるのですから、しかも独禁法除外、こういうことになると、私は、生

産者のほうが非常に不利な状態に追い込まれる可能性が非常に強く出てくるというふうな気がするわけですが、その辺どうですか。

○政府委員(小林誠一君) かん詰めの業者の実態を見ますと、非常に零細企業が多いのでございまして、しかも年間操業をやる必要があるというところから、場合によつては、水産なり、あるいは他のかん詰めの原料がない場合は、採算を無視しても買ひ向かうということもあるわけではございす。そういう意味から、一般に大メーカーというふうには考えられないわけではございまして、また生産者のほうといたしまして、たとえば洋ナシでございすとか、かん桃というふうな種類のものにつきましても、加工専用という場合が多いのでございすが、一般に生食用というのと両方に向けられるわけでございまして、そういう意味でかん詰め業者にどうしても売り急がなければならぬというふうな事態もないわけではございす。

○矢山有作君 一般論としてはそういうことも私はいえると思ひます。ところが、かん詰め専用栽培されている桃なんかありますよね。ああ

といった場合は、私はそう単純に割り切れぬ場合が出てくると、それからもう一つは、なるほど加工業者の実態というものは零細なるものが多い。ところが、たとえばかん詰めを例にとつて、かん詰めというものは加工業者それ自体は零細であつても、それを流通に乗せておるのは、案外大商社のグラウンドでやつておる場合があるのです。そうすると、加工業者自体はなるほど零細ですよ。しかし、実際にかん詰めならかん詰め市場を支配しているのは大商社ですからね。そこに私は危険性があるような感じを受けるのです。その点が心配だからちよつと申し上げたので、そういう心配は絶対ありませんか。

○政府委員(小林誠一君) 必ずしもないとは申し上げかねるのですが、本年度の加工原料の価格でございますが、本年度の価格を見ますと、温州ミカンでは五十三円になっております。白桃は二十九円から四十二円の間にござります。で、桜桃は三十一円から三十七円ということ、白桃、桜桃が三十九年は十円から三十円、九円から十八円と非常に安かつたわけでござります。で、本年はそういう意味で相当価格も強くなつておりまして、おおよそ倍近くになつておるのでござります。そういうことから見ますと、どう申しますか、単に圧力だけで買いたくというふうに見ますよりも、その企業の操業度という点から、あるいはその企業が持つております在庫というふうな面が圧力材料になりまして非常に低い価格を現出したということではなからうかと思ひますが、今後ともそれらの点につきましては十分注意をいたして生産農家が不当に圧迫されないやうに配慮いたしたいというふうに考えております。

○矢山有作君 理事がやめてくれということですからこれでやめますが、しかし、質問はまだあとに残りますので、いまの点だけでも一度申し上げておきますが、もちろん、それは企業の操業度だとか、在庫量だとか、いろいろな要素による圧迫もあると思うのです。しかしながら、現実にかん

詰め用のものが非常に価格が下落したという例もあるわけですね。しかも先ほどもいいましたように、価格対策というものがなければいけません。したがつて、まあ買いたたきというやうなことはないとおっしゃつたのが、実際問題として買いたたきというやうな現象が起つてくる場合があるといふことがやはり心配なので、その点についてはいまだ十分気をつけるということですから、ひとつ気をつけていただいて、そういうことのないやうにお願いしたいと思ひます。

それで、先ほどいいましたように、これでやめてくれということですから、全部質問をやめるといふことじやないもので、きょうの質問をこれで終わらしていただいて、まだ残つたのが二つ、三つありますから、それは今度の委員会のときに聞かしていただきたいと思ひます。

○委員長(山崎壽君) 次に、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案を議題とし、質疑を行なひます。

質疑のある方は、御発言を願ひます。

○中村波男君 私は、入会林野の近代化法の質問を申し上げますにあたりまして、最初に農林大臣に御質問をいたしたいと思ひますが、法案第一条の、目的を見ますと、「入会林野又は旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を増進するため、」に近代化を行なうことを規定いたしておるのであります。「農林業上の利用」といふものゝあるものでありまして、たとえて申し上げますならば、植林、造林あるいは果樹、採草地、放牧地等々いろいろの土地利用があるわけでありまして、したがつて、近代化する場合には、権利者の合意、同意によつて民主的に運営をはかるということについては賛成であります。当然そう行なわなければならぬと思ひますが、だからといって、その利用方法が最も高度に有効適切に利用されるやうな行政指導、また国の方針に適合するやうな今後の運営というものが必要ではなからうかというふうに思ひます。私が

考えますのに、入り会い権の近代化の方向といたしましては、もちろん地形が山林原野でありますから、

【委員長退席、理事野知浩之君着席】

林業の振興を中心としたしまして、これを農業に結びつけて、高度の利用をはかることは当然でありますけれども、それをさらに土地政策、地域開発あるいは農業政策、国土保全政策、加えて国民の保健衛生、観光等の、総合的な入り会い林野の活用というものはかるべきではないかといふふうに思ひます。

それには、少なくとも国土の利用計画というものを立てなければならぬと思ひますが、それが立てられておらないし、農林省としてまず立てていただかなければならぬのは、少なくとも全林野の利用区分計画というものを立てまして、そしてこれを総合的に利用し、その中で入り会い林野の近代化というものを位置づけていかなければならぬのではな

いかというふうに思ひます。したがつて、目的は、抽象的な表現でございまして、それ以上の表現はできないと思ひますが、そういう立場で今後運営をされ、また、そのための具体的な計画がなければならぬと思ひますが、その裏づけとしての助成策というものが用意されておると思ひますが、それらについて、ひとつ具体的にまず答弁をいただきたいと、こう思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) この全国的な土地利用計画というものをこの際つくるということはなかなかむずかしいわけでござります。ただ、個々のケースについては、最も適合した土地利用の高度化をはかつてまいる、まことに抽象的でございますが、さやうな方向で進むようにいたしたい、こう存じます。

○中村波男君 いまの大臣の御答弁では、方針としてはあるけれども、具体的な計画はない、だから、これを進めていきます手続としては、旧慣使用権にいたしまして、民有地の入り会い権の近代化の場合でも、同意なり、合意が前提になりま

すが、そしてその人たちのきまつた方向でやつていくのだ、国としての高い立場からの指導というか、行政的な指導というものは全く考えておられないのか。そういう点、重ねてお尋ねいたします。

○国務大臣(坂田英一君) お答えしますが、何も国として高い立場から云々という問題は、国としても、これらの問題がきつめて有効に合理的に進むやうに、もちろん指導してまいりたい。それからまた、地方、地方の情勢に応じて、その地方、いわゆるたとえば府県知事と連絡の上で、十分これらの問題ででき得る限り高度利用という問題についての指導は進めてまいりたいと、かやうに存じます。

○政府委員(田中重五君) 補足して申し上げますと、入り会い林野の土地利用計画につきましては、それぞれ入り会い権者あるいは慣行使用権者の意見を聞いた市町村長が、その個々の具体的な場所につきまして、その入り会い林野整備計画なり、あるいは旧慣使用林野整備計画なりを立てて、そしてその農林業上の土地の高度利用をはかつてまいるというふうになつておる次第でございますが、そういう権利者がこの整備計画を立てるにあたりましては、それぞれ農業あるいは林業におきますところの専門的なコンサルタントを配置をいたしまして、

【理事野知浩之君退席、委員長着席】

そしてそのコンサルタントが技術上の指導をできる限りきめこまかく行なうというふうな指導をいたしてまいりたいと思ひます。そうして、そういう技術上のコンサルタントにつきましては、国としてまた十分に指導をしてまいりたいという考え方でござります。

○中村波男君 いま長官から、コンサルタントを置いて適切な指導をするということをおっしゃいます。その前に、コンサルタントのそれぞれの考え、方、それぞれの能力に応じた指導ではなしに、やはり近代化をはかるということが、一口に言え

たような立場で、もう少しきめのこまかい計画というものを農林省としては立ててやらなければ、ほんとうの効果があがらないのではないかと、ふうな立場で質問をいたしたわけでありました。

また、あとの質問から関連いたしまして、さらに具体的に質問を申し上げてみたいと思うのでありますが、次の質問は、たしか昭和三十六年の二月に、入り会い林野の近代化に對しまして、林野庁の長官が、林野庁の諮問機関でありますところの部落有林野協議会に答申を求められまして、その答申がなされたことは記憶しておるのであります。その後も、農業基本問題調査会の林業の基本問題等基本対策についての答申、さらに中央森林審議会に對しまする林業振興に関する基本的な施策という答申がなされておりました、それぞれ入り会い林野の近代化の項があつたと思うのであります。したがって、これらを受けてお立ちになつて立法にかかれたという経過があると思うわけでありました。したがって、それらの答申の趣旨といひますか、概要をこの機会に承つておきたいと思つておられます。

○政府委員(田中重五君) まあそういう協議会の答申の趣旨は、一言にして申し上げますと、やはりこの入り会い権という古い封建的な権利関係を解消いたしまして、近代的な私権にこれを改変する。そうしてその権利の上に立つて個々の農民がその土地利用の高度化に専念し得るようになつていくことによつて、農民の所得の向上をはかり、ひいては社会的、経済的地位の向上をはかるというところに考へ方があつたと思つて、いま提案申し上げておりますこの法案もそういう趣旨に立っているわけでありました。

○中村波男君 いま御説明で、大体の答申の趣旨は了解がいたしたのでありますが、一口に言いますと、入り会い権というものは入り会い権者全員平等の私権である、こういう立場に立つてこれを近代化しようという、こういう答申でなかつたかと思つてありますが、それぞれニュアンスの違いはあるかと思つて、三つの答申を貰

いておられますものは、私権の上に立つておつたように私は理解するのでありますが、違ひますか。○政府委員(田中重五君) それは私権論とか、あるいは公権論とか、そういういわば長い歴史にわたつた学説がありまして、そういう学説の上に立つた判断ではないわけではございません。この答申なり、あるいはこの法案なりの考へ方は、入り会い権あるいは旧慣使用権、それぞれの制度の上に立ちまして、それぞれの手続に従つて、その権利関係を近代化していくということにいたしておるわけでございます。

○中村波男君 ここに「自治研究」というのがありますが、自治省の加藤という人の書いておるのによりますと、いまでも自治省は公権論的立場をとつておられますので、これらの答申に對して強い批判をいたしますと同時に、林野庁の私権論的立場に對して反論を加えておるのであります。そういういきさつから見ても、今回の立法というのは、いわゆる自治省の公権論に林野庁が押しまくられたといひますか、妥協されまして、その産物として立法されたのが旧慣使用権に對するいわゆる法文でないかというふうに私は思つておられます。

そこでお尋ねをいたしたいと思つておられるのは、いわゆる今回の法文によりますと、地方自治法上の旧慣使用権は、一応入り会い権とは別なものであるという立場をとつておられると思つておられます。そうでございませう。

○政府委員(田中重五君) 別なものと申しますか、要するに地方自治法で規定しております公有財産というふうな考へていいわけではございません。○中村波男君 そこで、なるほど二十条に、「それらの者が当該旧慣使用林野を旧慣使用権以外の権利の目的としていないことの確認を得なければならぬ」と、これは入り会い権といふものがないのだといふことの確認をとつて手続をとれ、こういうことになつておられますね。そこで、こういう規定を法文の中に設けること自体が、いわゆる違法といひますか、法構成の上で問題である、こ

うことを専門家なり法務省の中でいわれておることを聞くのでありますが、そういう点からいまして、こういう法文を設けてそれらの混乱を避けようとしておられると思つておられます。悪く言えばあとに問題を残さぬように、君たちは判を押したのだから、もう入り会い権は返上したのだ、こういう役には立つかも知れませんが、これを裁判所に提訴して争うようなことができた場合に勝つておられますか、間違いないといふふうな自信を持って林野庁は言い切れるかどうか。またそういう点に研究されておると思つておられますが、そういう点に對する見解を、問題を引き起こさないためにも、この際承つておきたい、こ

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、まあいざいざ入り会い権確認の訴えということになります。この訴えを行なうことは当然認められておるわけではございません。その訴訟が出てきた場合には、これは裁判所の判断に待たざるを得ない、こういうふうな考へておられます。ただ、この法案の整理をいたしましては、いまでも申し上げましたように、旧慣使用林野につきましては、地方自治法にいう公有財産のところを整理をいたしておられますように、市町村長の権限で市町村議会の議決によつてその権利関係を改変あるいは廃止することができるといふふうになつております。これを援用いたしまして、その権利関係の近代化をはかる。しかしながら、この旧慣使用権といふものは沿革的にはやはり入り会い権と同じ歴史を持つておるわけではございません。そこで、その入り会い権の近代化の場合に全員の合意によるといふその趣旨を尊重いたしまして、旧慣使用林野の権利関係の改変につきましては、旧慣使用権者の意見を十分に聞いて、そうして市町村長がこれを行なうといふふうな整理をいたしたわけではございません。

○中村波男君 さらに、旧慣使用林野整理の発議者は市町村長のみであります。そこで、法文を見ますと、その対象事業は、「農林業上の利用を増進するための他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るものの効率的な実施を促進するため」と規定をいたしておるわけでありまして、国が県の事業または補助を受ける事業に限定しておるのじゃないかといふふうな思つておられますが、広く農林業上の高度利用をするという場合に、国や県の事業あるいは助成のないものでやれるといふことはおそらく実態としてはないかも知れませんが、しかし、ないとは私は言い切れないと思つておられます。したがって、そういう事例といふものが出るということは全くないのか、また出た場合にはこの規定があるから許さないのかといふことについて、具体的な問題として、この機会にお尋ねをしておきたいと思つておられます。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、いまでも申し上げましたように、歴史的には同じような流れの中で成立を見たものではありましたが、しかし、法制度のもとで公有財産といふふうな整理をされております以上は、やはりその市町村住民全体のものであるといふような意識を持つことが要当であらうかと思つておられます。そういう意味合いからいたしまして、特にこの公有財産であるところの旧慣使用林野については、いまのお読みになりましたような法の上での一つの考へ方を國の、あるいは県の行なう事業あるいはそういう補助の事業といふような形に整理をしたといふことではございません。

○中村波男君 地方自治法の解説書を読んでみますと、慣行使用権は、明治二十二年の市制、町村制の土地市有、町村有または財産区有になつた林野において慣行のあつたものに適用され、それ以後に市町村が取得した入り会い権については民法上の入り会い権はそのまま存続し、慣行使用権ではない、こういうことを書いておるのを読んだのでありますが、これに對して林野庁としてどういふ見解をおとりになるかどうか、お聞きをいたします。

○政府委員(田中重五君) 明治二十二年の市制、

町村制の施行以後、いわゆる徳川時代からの入り会い林野が町村有に組み込まれたことは確かでございます。また、その以後に、やはりその当時における公有林野整理統一事業というような政策からいまして市町村有に組み込まれていったものもございまして、それでその様子はいろいろ複雑ではございますけれども、とにかく登記簿上、あるいはまた何らかの協議書によって公有財産であるというふうに確認をせざるを得ない、いわゆる旧慣使用林野につきましては同じように扱ってまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○中村波男君 なお、法文の審議からいいますと逆なことをお尋ねすることになると思いますが、たとえて言うなら、いわゆる公有地入り会い旧慣使用権を近代化する逆で、その使用権を金でいわゆる整理するといいますが、買い上げるといいますか、それで市町村がいわゆる市町村有にして、そうしてこれをやはり農林業上に高度に利用する、こういうこともこれを整理する過程で起きるのではないかと考えてみたのであります。ところが、そこで、そういうことが起きたときには、もちろん全員が同意し、またその金額等に折り合いがつけばもちろんできることだと思ひますが、農林省として、林野庁として行政指導上これを見ますときに、やはり私権化して、そうして高度利用をはかることがよろしいのか、あるいは村等にそういう力があり、またそういう方針が確立された場合には、いわゆる住民と市町村との間で話し合いがついた場合には、いわゆる金による決済によつて入り会い権というものを村に移すということのほうによろしいのか、そういう判断はどういうふうにしておられるかというのを、この機会でありましてからお聞きしておきたい、こう思うわけであります。

○政府委員(田中重五君) そういう場合はあるといたしまして、相当まれではなからうかというふうには考えられますが、この法案が考えております対象といたしましては、やはり現に入り会い林

野として存在しますところの二百万町歩以上に及ぶ、現に入り会い林野あるいは旧慣使用林野として放置されているという地帯を政策の対象というふうに考えておる次第でございます。

○中村波男君 まあ特異な例であらうということですが、それに対するお答えがないと思ひますが、問題は、山をいかに高度に利用するかということから入り会い林野の近代化ということが発想されておるのでありますし、進めなければならぬと思うのであります。そういう立場でいろいろこの私権化したあとに、私はまたあとから質問いたしますが、問題がたぐさんあると思うわけであります。そういう立場からこれをとらえます場合に、こういう機会にそれを整理して、いわゆる大乗的な立場に立つところの、市町村有にするというような方法がいいのか悪いのかということをお聞きしておきたかったのであります。さらに一つの事例をあげて、こまかい問題であります。ただしておきたいと思ひますのは、入り会い権といひましても、たとえば私の見聞しておるのによりまして、落ち葉をかく、あるいはかま程度でたきぎを取ることは許される、あるいは石取り——石といひましても採石をするわけではありませぬけれども、山にある石等は拾つてきてよろしい、こういうふうにいるいろいろな権利があるわけでありま

す。したがって、これは部落有でありますけれども、そういうものがたとえば公有林のような場合に入り会い権というものが二つ、三つ重なつておつた場合には、三つともいわれる何といひますか、なくするといふことがあり得るのかどうか、一つだけ残すといふことはあり得ないのかどうか、こういう点はどうかですか。

○政府委員(田中重五君) 三つともおっしゃった意味はちよつとよくわかりかねるのですけれども、もともとこの入り会い権は、旧来の規約によれば、その全員の平等といふことが普通でございます。そこに差が出てくる場合といたしましては、新戸と旧戸の場合であるとか、あるいは他村入り会いであるとかいふような場合にはそういう差が出てくるということはあると思ひます。いずれにいたしましても、そういう沿革的な歴史によるところの入り会い権の変貌につきましては、たとえば旧戸と新戸の差による入り会い権の差、そういうものはそういうものとして、まずその土地利用上の権利を大きく分けまして、この権利集団ごとに分けて、そうして分けられた権利集団の中では、平等といふような分け方になるかというふうにも考えるわけでございます。いずれにいたしましても、これは権利者の全員の合意の上で、その規約からきまつてくる問題である。こう考えております。

○中村波男君 次は、私権化された場合に、衆議院でも質問があつたのであります。いわゆる力のあるものに土地が集中する、これが一番問題だといふふうには思ひます。これは、なるほど法文にはそういうおそれのある場合には知事が認可をしないのだと、こう言っております。問題は、認可をしてから、所有権が個人に移つたのでありますから、売ろうと思へば、いままでは売れなかつたけれども、今度は幾らでも売れるわけでありま

す。これは私の近くにもそういう事例はたくさんありますが、私権化をしたために、十年もたたないうちに半分の人にほとんど集められてしまつた、こういうことを考えますと、今後の問題としてこれは私は重大な問題でなからうかといふふうには思ひます。これをどう抑制していくか。このことはいろいろむづかしさがあ

りましようけれども、この点を配慮しないと、私権化したことは結局、第三次地主をつくつたといふことの結果になりかねないと思ひます。ですから、これらに対する対策なり、今後の措置を具體的にどう考えていらっしゃるか、お伺ひいたします。

○政府委員(田中重五君) その点につきましては、普通考えられますことは、共同利用形態なり、あるいは直轄利用形態なりについては、おおむねやはり協業体の形でいくでありましようし、それから個別利用形態といふような場合には、そのままで集中化されるというふうには、まあ考えるを得ないと思ひます。そこでまず、いまもお話がございました、一部のものに不当に権利が集中してないかどうか。その点は県知事の手において厳重に慎重に検査をするという段階がまずございまして、それから政府の指導方針といったしましては、すべてで得る限り協業体の方向でそれが経営をされるように指導をいたしたい。で、そのためには生産森林組合なり、農業生産法人なり、そういうものに移行していくように指導し、また先ほど申し上げましたコンサルタントの指導の段階でも十分にその点を配慮すべきである、こう考えております。そしてまた協業体にそれが移行した場合に、いろいろ優遇措置を講じていくといふことによつて、まとまつてそれが経営されるというふうにもつていきたい。こう考えております。

○中村波男君 私権化をする場合に、具體的な問題としては権利の確定をめぐりまして相当紛糾といひますか問題が起きるのではないかといふふうには思ひます。また具体的な例をあげますと、共有地だれそれほか何名といふものとか、あるいは連名で登記しているような場合には、登記の名義人がどこかいてしまつてわからなかつたか、あるいは戦後死なれた分については均等相続になつておるとか、いろいろな問題があらうかと思ひます。また権利の確定をめぐつてなかなかむづかしいといふような事態が出てくるであらうと思ひます。またまた山分割利用等について二十年ごとに変わるというところをどう処理するかといふようないろいろな問題があらうと思ひます。そういう問題に対して手続が簡潔になるような方法が講ぜられておられるかどうか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) いま仰せのとおりに、権利関係の近代化をはかるにあたりましてはいろいろのケースがあらうかと思ひます。しかしなが

ら、いずれにいたしましても、結論的には、入
り会い権があるいはその関係権利者のそれぞれの十分
な納得がなければならぬわけでございます。ま
た、そこで、入り会い権者の間におきましては全員の
合意が成り立つたものでなければこれは使えな
いこととなります。また入り会い権者だけの合意
は取りつけられても、関係するところの利害関係
人の同意を必要とするものについてその同意等が
とれないものにつきましては、これもこの法案に
よるところの近代化はむずかしいということに
なるかと思ひます。ただ、入り会い権者がそうい
う同意を取りつけた場合に、たとえば所有権の移
転の問題等につきましては不動産登記法の登記の
特例等とこれと与えるということ、これは相当
な優遇措置になつてゐるというふうに考へてお
ります。その他、県知事において登記の特例等は
これまた相当な優遇措置ではなからうか。こうい
うふうに考へておる次第でございます。

○中村波男君 コンサルタントをおきめるに
わけですが、いろいろの場合に処理基準といひま
すか、そういうものがつくられないとコンサルタン
トがおりましては私は限界があるのじゃないかと
いうふうに思ふわけでありま。そういうものを
おつくりになつたのかおつくりになるのかしりま
せんけれども、たとえていへば、一方は造林を
しよう、一方は採草地なり放牧地にしよう、こう
なつたときにどの基準で指導をし、どの基準でま
とめようということをするのか。結局は意見が
対立すれば、近代化するということについては意
見は一致するけれども、目的が違ふためにまとま
らないということもなりかねませんし、また大
臣にこの機会にお尋ねしておきたいと思ひのであ
ります。いづゆる原野というものが民有地に比
べまして、外山である関係もあつて相当大きな面
積を占めておると思ふわけでありま。統計によ
りますと、入り会いの関係では四十五万一千町
歩、民有林につきましては五十三万八千町歩であ
りまして、総体の面積から言ふならば、入り会い
林野の占める割合というものはものすごく高いわ

けであります。そこで、今回畜安法の一部改正と
ともに、和牛の増産対策を打ち出されたのであり
ますし、酪農については今後さらに振興される計
画であります。入り会い林野に占めるこの原野
を、そういういわゆる酪農、家畜増産に結びつけ
る、そういう計画が一方にあって、そういう方向
に指導するといふような、こういう能力、こうい
う計画といふものをこの際やらなければ、せつか
く放牧地、採草地の用地に木が植へられてしま
うといふようなことになつたといひます。ならば、
いわゆる採草地、いわゆる飼料の自給政策といふ
ものがこのように点から壁にぶつかるとはな
かといふふに考へるのであります。そういう
点に立つて、農林省として高度利用といふことば
だけでこれを進めるのではなしに、具体的に政策
といふものがやはり論議されなければならぬと思
ひますが、農林大臣の所信を承りまして、まだい
ろいろ質問いたしたいと思ひますが、大体私の予
定の時間がきたやうでありますので、きょうはこ
れで質問を終わりたいと思ひます。また続いて日
にちをあらためてお聞きをいたしますので、よろ
しくお願いいたします。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまの中村委員の
お尋ねでございますが、これらの問題の高度利
用に向かつてこの入り会い地が利用されますやう
に今度の立法ができたわけでございます。この
これについていま飼料のためにこれらを使つたら
どうか、こういう御質問でございますが、これは
もちろんそのいままでの権利者の合意といふも
のがあります。これをどう考へて、必ずしも飼
料生産にのみそれを使うといふわけにはいかぬこ
と、これは中村委員も十分御了承の点でござい
ます。どうしてもこれは立地条件において最も有
効に使う――抽象的でございますが、そういう方
向にいくわけでございます。もちろん飼料の面と
して利用できるものについては、これはやはりそ
ういふ方向に向かつて進むべきものであると思
ひます。

また原野につきましては、さつき申しましたよ

うに、飼料だけでなしに、畜産振興全体に向か
つて大いに利用していくことは当然そういう方向に
進まなければならぬし、また進むであらうと、か
ように考へております。もつとも今度農地の十カ
年計画におきましても、全体としてこのいわゆる
草地の増強のために四十町歩十年間にこれを開発
していこうといふ計画を立てておるわけござい
ます。その際においても、入り会い地の活用とい
うものが相当部分やばり占めるように相なるも
のであらうと存じておるわけでございます。

○委員長(山崎吉君) 本件についての質疑は、本
日はこの程度にとどめ、散会いたします。

午後六時五十五分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十日)

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案
六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、中央卸売市場法の一部を改正する法律案
(衆)

中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の

一部を次のように改正する。

第十五条ノ六を次のように改める。

第十五条ノ六 農林大臣ノ指定スル中央卸売市場
ニ在リテハ開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ
仲買ノ業務ヲ為ス者ヲ売買ニ参加セシムルモノ
トス

前項ノ指定ハ中央卸売市場ニ属スル市場及取扱
品目ノ部類毎ニ之ヲ為スモノトス

農林大臣必要アリト認ムルトキハ開設者ヲシテ

第一項ノ仲買ノ業務ヲ為ス者ノ取扱フ物品ノ取

引高ノ最低限度ヲ定メシムルコトヲ得

第一項ノ仲買ノ業務ヲ為ス者ノ資格、員数其ノ

他命令ヲ以テ定ムル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ
定ムベシ

附則
この法律は、公布の日から起算して六十日を経
過した日から施行する。

昭和四十一年七月四日印刷

昭和四十一年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局